

平成29年第5回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成29年12月8日(金曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(12名)

1番	渡辺幸雄君	2番	金成英起君
3番	須藤浩二君	4番	緑川富士男君
5番	江田文男君	6番	笹島亮二君
7番	水野秀一君	8番	田中重忠君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	久保木芳夫君	12番	円谷忠吉君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	小針紀喜君
会計管理者	八代敏彦君	建設水道課長	江田豊寿君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	坂本高志君
保健福祉課長	須藤寿行君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	生田目源寿君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡部栄也 主任主査 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり5人で23項目であります。

一般質問通告書の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問し、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

通告表をごらんいただきたいと思えます。

まず、質問順1、5番、江田文男議員の（2）里小・山小、統合跡地の今後の利活用はどのようにするのか早急に検討に入るべきと、質問順2、7番、水野秀一議員の（1）小学校統合後の跡地利用についてが同趣旨扱い。

次に、質問順2、7番、水野秀一議員の（2）浅川町巡回バス試運行状況についてと、質問順3、8番、田中重忠議員の（1）巡回バス運行についてが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。一般質問については、昨日、議会運営委員長からもお願いがありました。質問、答弁に当たっては、前置き短く簡明に、かつ建設的立場で議論し、効率的な議会運営と議会の品位保持に努めていただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君、(1)町税や使用料の未納額をなくすためにコンビニエントで振り込みができるようにすべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

[5番 江田文男君起立]

○5番(江田文男君) 町税や使用料の未納額をなくすためにコンビニエントで振り込みができるようにすべきについてお伺いいたします。

ここ数年前から、日本全国の市町村が、市町村税や使用料の口座引き落としのできない人は、さまざまな理由があります。また、仕事や家庭が忙しく、市町村税や使用料を納めに来庁しないと思います。

そこで、気楽に24時間振り込みのできるコンビニエントがふえていていると思います。石川郡内の町村でも、コンビニエントで振り込みを実施していると思います。本町も実施すべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) お答えをいたします。

昨日、行政報告でも申し上げたとおり、納税者の納付の利便性の向上及び収納の向上を図ることを目的といたしまして、平成30年4月1日より4税2料及び水道使用料についてのコンビニ収納を導入いたします。

議員が申されたとおり、その実施に向けて進んでまいりたいと思っております。

すみません、訂正します。4税2料であります。使用料の「料」であります。

○議長(円谷忠吉君) 5番、江田文男君。

○5番(江田文男君) 昨日、平成30年度より上下水道や使用料、4税がコンビニエンスストアで振り込みが実施されると昨日報告ありました。私は、本当にこれ大変よいことだと思っております。それで少しでも未納額が減ればよいなと思っております。

そこで、ちょっと若干2点ほどお伺いいたします。

このコンビニエンスストアで振り込みができることによって、各証明書ありますよね。証明書も一緒にコンビニエンスストアで発行できるのか、まず1点お伺いします。また、コンビニエンスストアでの振り込みの年間の手数料は幾らぐらいになっているのか、この2点ほどお伺いいたします。

○議長(円谷忠吉君) 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長(菊池三重子君) 1点目の証明書の交付ということなのですが、これはまだ予定しておりません。

2点目の振り込み料の年間の手数料ということなのですが、一応、30年の4月1日からコンビニでの振り込みが開始されますが、取り扱い手数料は1件60円、税込みで1件60円となっております。ちょっとやってみないと件数についてはわからないので、2,000件ぐらいあるかなというような、今のところ見込みでおりますので、12万円ぐらいということになるかと思われま。

以上です。

○議長(円谷忠吉君) 5番、江田文男君。

○5番(江田文男君) 将来、このコンビニエンスストアで今後証明書が発行できるようにするのでしょうか。他の町村でも発行、今できるような町村がありますよね。ぜひ、もしよければ、お金がかからないようであれば、各証明書も発行できるようにお願いをしたいと思います。

あと、1件60円と今おっしゃいましたけれども、石川郡の町村で2町村は、その手数料を町村が負担しているんです。それによって、その振り込みが、未納額が減ったと私はお聞きしているんです。うちのほうも、この1件60円の手数料について町で負担するのか、それによって未納額が減るのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 手数料の件につきましては、すみません、先ほどちょっと説明が足りなかったんですが、町で負担する取り扱い手数料というのが、納付書1件当たり60円ということです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 各種証明の発行ですが、何と申しますか、大きな都市とかで本所に利便性を図るということでやっているんでしょうが、私どもの町、年間トータルしても、コンビニに委託するほどの証明発行が果たして必要かということを見ると、もう少し検討しなければならないと違うかなというふうに思っております。

〔「はい、了解です」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）里小・山小、統合跡地の今後の利活用はどのようにするのか早急に検討に入るべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 里小・山小、統合跡地の今後の利用、活用はどのようにするのか早急に検討に入るべきについてお伺いいたします。

里小、山小は、平成30年度をもって閉校となります。耐震審査もクリアしており、まだまだ利活用できる施設であります。私は、9月定例会でも、跡地は老人施設や誰もが宿泊できる施設がよいと提案いたしました。また、本町の小中学校でも、何らかの形で、どちらかの小学校跡地を体育館などを利用すべきと思います。

ほかの町村では、小学校統合跡地を利用がすぐ決まった町村、現在でも利用が決まってなく困っている町村もあり、今後も利用は見通せないとおっしゃっております。本町も早急に利用していただくように、あるいは本町の小中学校で跡地での校舎か体育館を利用するか、検討に入るべきだと思います。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、7番、水野秀一君、（1）小学校統合後の跡地利用についての質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 小学校統合後の跡地利用についてお伺いいたします。

里白石小、山白石小学校の統合も、31年4月からと決まりました。統合の跡地の利用が大きな課題になってくると思います。既に統合した石川や古殿などでも、一部の跡地の利用は決まっていますが、全部とはいかないようであります。浅川町でも、早い時期から跡地利用について考えていく必要があると思いますのでお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

初めに、江田議員にお答えします。

里白石小学校及び山白石小学校につきましては、さきの臨時会において可決いただき、平成31年4月1日から浅川小学校に統合されることとなりました。現在、教育委員会等と協議しながら、スムーズな移行ができるよう検討を重ねておるところでございます。

跡地の利用につきましては、国の補助を受けた校舎及び体育館の建設等を行ったことから、財産の処分等については、県の教育委員会とも十分に協議しながら、有効利用について検討をしてみたいと考えております。

また、次に水野議員にお答えいたします。内容は江田議員にお答えしたとおり、有効利用について、これから検討を重ねてみたいと思っておるところであります。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） この教育委員会で検討していると、何か今、会合を持っているようなお話をしましたが、今、教育委員会では何回検討会をしたのか、そして、どのような今、方向でいっているのか、もし差し支えなければお伺いいたします。

私は、前回も町長に9月のときにお話ししましたが、やっぱり本町には宿泊施設がないんです。ですから、本当に耐震側もクリアしているんですから、できればそういう宿泊ができるような施設をまずお願いをしたいと思います。でなければ、今、老人がたくさんふえています。今、施設に入れなくて困っている方もおります。特に東京、関東方面がかなり多いと聞いております。ですから、そういう老人ホーム、老人施設も、私は検討すべきだと思っております。やはりこれは、他町村が跡地がなかなか決まっていない状況ですから、やはりあと15カ月しかないんです。だから、早目に検討をすべきだと思います。それで、あるいは決めるべきだと思います。あるいは交渉するべきだと思っております。ぜひお願いをいたします。

あと、学校教育関係では、私はあの体育館を何らかの形で小中学校で利用できないかと思っているんです。今のあの公民館とかでさまざまなクラブとかいろんなスポーツをやっております、なかなか手狭だとか、なかなか混んでいてとれないとか狭いとか、そういう話があるんです。ですから、あの里小とか山小の大きな体育館も、小中学校で何らかの形で利用できればいいなと思っております。これ県の、国の補助がついているから、なかなか返事はできないと思いますが、やはり県の教育委員会とお話をして、何らかの形で利用をしていただきたいと思っております。ぜひ町長と教育長にお話をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 検討をしているというのは、学校の統合にかかわるスムーズな移行の検討をしているということであって、あの廃校利用についての検討ではありません。それは、そういうふうには聞こえたんでは訂正しておきたいと思っております。

私、今言われたように、体育館の利用等については教育委員会のほうからお答えをいたしますが、もう一つ宿泊施設とか、あるいは老人の施設等に振り向けた利用とか、町民の皆さん方からもいろいろな意見をいただいております。したがって、それをこれから検討の協議がまず優先事項でありますから、そういうものを検討の協議を重ねていく中で、本当に大きな問題ですね、これ。まして、いろんな問題が総合的なことで判断をし

ていかないと、片方だけを見て解決というわけには絶対いきませんので、非常に多くの問題を絡んでおりますので、これらのことはこれから具体的に、31年4月という期限が決まっておりますから、その後については、本当に皆さん方とともにいろんな意見を集約して、うまく有効利用にするのか、あるいはそのままにするのか、あるいは取り壊しをするのか、財政の問題等も絡んでまいりますし、許認可の問題も絡みますし、土地の問題も絡みますし、いろんな総合的な問題がありますので、しっかり検討していきたいなと思っていることで検討であります。だから、それを、議会の皆様方にもいろいろ本当にいい知恵を出して、これならいいぞということを、皆さん個々の議員さんにも考えておいていただければ、本当にいい方向になるのかなというふうに思っています。

あとは、内容は教育委員会からお答えします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

跡地利用につきましては、まず教育委員会としましては、町の方針を受けまして、いかにそのあり方を考えていくかというところをごさいます、今現在、具体的にこうしよう、ああしようというふうなことは、まずはありません。

ただ、これ活用していくとなりますと、やはり各学校の教育活動の内容となりますので、各学校等で、里白石小学校、山白石小学校で行ってきたそれぞれの学校行事を統合した後、浅川小学校の中においてどのように生かしていけるか、そのような視点を取り入れながら、里白石小学校、山白石小学校その跡地を、そういうふうに今、考えていく、そのそれぞれ校長先生を初めといたしまして、先生方の創意工夫によって、子供たちの教育活動にどのように活用できるかということこれから検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 町長には、町民が喜ぶ跡地利用の検討をぜひお願いをいたしまして、終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） ある程度の、今の意見に達したので、何をするというのは確かに難しいと思います。私に地元の方々、それから町の方々の声を聞いて、この跡地利用が決まるまでの管理、このような方法を利用してできればというような声がございまして、きょうそれを申し上げたいと思います。

それで、両学校とも国道や町道に面して交通の便は大変よいと思います。出入りに。それで、少しでも多くの工場に声をかけていただいて、ぜひ跡地利用を進めてもらいたいと思います。

それから、山白石小学校の跡地なんですが、その利用が決まるまでの間、グラウンドゴルフの練習ができるコースをつくっていただきたいというような声がございまして。それには、石川郡でもここにどうか、できる場所というのは、とりあえず玉川のコースぐらいしかないそうです。それで、今、浅川の会員ですか、グラウンドゴルフをやっている方々、30名、それ最近、山白石の方も今、ふえて、だんだん場所も狭くなってきている、会場もそう、1カ所でできればというふうな声でございまして。それで、当分の間、決まるまで、グラウンドゴルフの練習場にはできないかというふうな声がございまして。そして、今、走っております試運転で行われ

ております巡回バスですか、それも利用して、町の方々も、もしそういうコースがあればと、やってもいいというふうな声も上がっているようなのでございますので、まだ1年も学校は利用はありますが、この跡地が決まるまでの間、そういうようなことを、その整備したりできればというようなことでございますので、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今、具体的にグラウンドゴルフとか利便性の問題出たんですが、そういう1年全く余裕あるわけですから、学校、子供たちがいて開校しているうちは、そういうことは100%不可能なんで、それがその後どうするかという、猶予期間という言葉がありました。猶予期間じゃなくて長く使えるものなのか、あるいは短期間なのか等も含めて、今のような具体的な意見をそのときに取りまとめて、本当に有効活用ができるんだと。そして、結果的に町の財産であって大変な問題ですから、1人でもやっぱり、今、江田議員が言われたように、その町民の皆さんあるいは県民の皆さん方が、ああ、やはり統合してなくなっても、地元としての有効利用はよかったなというものにとするのが私どもの役割ですから、真剣に皆さんの意見を取りまとめて検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） よくわかりました。ぜひいろいろ私たちも協力する考えでございます。ということで、前に進めていただき、質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、5番、江田文男君、（3）小貫地区の即身仏「宥貞法印」の駐車場を舗装にして簡易トイレを設置すべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 小貫地区の即身仏「宥貞法印」の駐車場を舗装して簡易トイレを設置すべきについてお伺いいたします。

小貫地区にある即身仏が入っている建物は、見事に内装がよくでき、見学しやすくなりました。また、来場者名簿を見ると、日本全国から見学に来ております。さらにPRすれば、日本でも数の少ない貴重な即身仏を、日本全国から大型バス等で見学に訪れると思います。それには、まず駐車場を整備し、トイレを設置すべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 答えいたします。

小貫の即身仏は、各地から来客があり訪れておまして、町の観光資源の一つとなりつつあります。

ご提言の内容については、ここで断言はできませんから、いろいろ地元の保存会等と協議を重ねなければならない関係者がいっぱいおりますので、こういう意見を伺いながら、慎重に事を進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ、できればお願いをいたします。というのは、もう少し、今、町長が言ったように、いろんな方とお話をしなくちゃいけないとは思っておりますが、やはり駐車場をもう少し広くして、トイレが

なければ、私どうしようもないと思うんです。今まで来た方はどこでトイレをしたのか、あるいは我慢したのかはわかりませんが、やはり本当に日本でも貴重な即身仏を、恐らく名簿を町長も見たとと思いますが、沖縄からも来ているんです。あるいは九州とか、本当に日本全国なんです。それで、やはりぜひ整備をして、我が観光資源として、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

それで、課長に、今までこの内装をして来場者どのぐらいふえたのか、何名来たのか、もしわかればお願いを申し上げます。

あと、今後、もう私はもっともっとPRをして、今、町長が言ったように、本当にもっと観光資源になるように、私はPRをしていただきたいと思います。それで、今までどのようなPRをしたのか、それで、またさらにどのようなPRをするのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、入場者の数ですけれども、26年に開始をいたしまして、27年度は679人、有料入館者数です。27年度679人、28年度717人、29年は9月までで、4月から9月までで247人となっております。

それから、そのPR、今までですが、即身仏のパンフレット等を、それだけのパンフレットを作成したり、あといろいろな観光関係の協議会、団体等の発行する冊子等には、城山公園と小貫の即身仏等について掲載していただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 町長、今聞いたとおりで、27年度は679人、28年度はさらにふえて717人も来ているんです。やっぱりどうしてもその駐車場と簡易トイレは設置しなくちゃいけないと思います。ぜひ本当に、先ほども言ったように、早急に検討をお願いいたします。

それと、もう一点、課長、これ大型バスというのは、もし何台来たのか把握していますか。ぜひわかればお願いをいたします。何でかという、あの駐車場では、町長、Uターンできないでしょう。あるいは、車とめることができなかったんじゃないですか。ですから、その大型バスでまず何台ぐらい来たのか、もし車がどこにとめたのか、Uターンどこでしたのか、わかればお願いをいたします。

あと、最後に町長、本当に30年度がこの整備できるようにお願いをいたします。ぜひ町長の意見は最後に聞きたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 車の何台は担当課長より答えますが、1つ、トイレ、トイレを今、簡易トイレというお話がありました。簡易トイレならば即かと思うのですが、完全なトイレということになると、100%境内はだめです、境内は。境内は恐らく許可は100%もらえません。ですから、やるとすれば民地を借りてやらざるを得ないということは1つあります。ですから、前にお答えしたのが、地域の皆さんとの協議が必要だというのは、それを意味しています。

それから、この駐車場を、駐車場はこれまた現在ご承知のように、貫秀寺の後ろのほうの大木は全て民地でありまして、あれはどういう用途があつて伐採したのか、きれいに伐採をいたしました。しかし、切った後は



太い根柢が残っていますが、民地ですから、これ町とは全くかわりありません。したがって、例えばあの隣の民地があっても、大型バスは進入不可です。入れません。道路を広げない限りは入れません。現在、車をも観光バスをどこに置んだということになれば、これ県道社田線の沿線の土地を借りて駐車場を管理しなければならないということもあります。したがって、これも地域の皆さん方の土地なり借地なり買収なりの協議が必要です。これもかなり難しい問題を抱えています。

したがって、私、今、30年までに何とかしろというお話であれば、これまだ検討の余地が大いにあるんですが、いわゆる集会所のある場所に入り口を広げて、バス1台か2台が入るスペースをつくってUターンと、それから徒歩で貫秀寺まで、大概観光地というのは、その玄関通しで観光地は今ありませんから、バスから降りてかなり歩いていって目的を見るというのは、通常の観光地の形ですので、これを含めてこれから総合的に、地区の皆さんたちと檀家の皆さんたちもおります。非常に複雑なんです。ですから、こういうことを協議を重ねて、まあ何とかいい合意点ができれば、この即身仏もったいない、即身仏こんな宝物をどうして放置しておくんだと、いわゆる観光客にも、私自身にそういうことも話を承っていますので、大事にしなければならないなと思っています。

それから、これ人数は記帳をした人数ですから、記帳をしていない人数ももっているわけですから、個人で来て、こういうものも含めてやっていきたいなと思っています。

ただ、これ大々的に宣伝するということが、ある程度和尚さんの了解も得られないと、我々の判断だけではできないという、こういうその仏教徒としての問題も含んでいますので、一般論でない、ば一っというようなものにはつながっていかないと難しさが 있습니다。したがって、そういう難しさも抱えながら、どうすればよくなるかということ、よく内部でも検討してまいりたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 大型バスの訪問の際、何台かということですが、私把握しているところでは、28年度、29年度において大型バスで訪れたことが、28年度は2台、29年度は1台だったと思います。

実際に、場所をそのときどうしたかという、社田・浅川線のあの旧道敷でちょっと、旧道敷があるところあります。そこに何とかとめたという経過でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、7番、水野秀一君、（2）浅川町巡回バス試運行状況についての質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 浅川町巡回バス試運行状況についてお伺いいたします。

地方創生事業による浅川町巡回バス試運行が11月から始まり、1カ月がたちました。利用状況について、次の点についてお伺いします。

運行区間、山白石、里白石、福貴作・浅川町内、大草・浅川町内の利用状況について。

次は、停留所についてお伺いいたします。停留所について、山白石ルートなんですが、リオン・ドール並びにコミュニティーセンター付近に停留所をつくっていただきたいとの声も多くございます。

次に、広報についてでございます。広報は、まだ回覧等でも回っておるんですが、PRすべきではないかと思うんです。まだわからない老人の方々もおるようで、「走っているのか」というような感じでございますので、この点についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（1）巡回バス運行についての質問を許します。  
8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 巡回バス試運行について質問をいたします。

11月1日から運行を開始し、12月1日から内容を一部変更して試運行されている巡回バス試運行については、この事業開始直後から、さまざまな意見が町民の皆さんから寄せられております。

そこで、1つは、巡回バス試運行の目的は何か、明確にご説明いただきたいと思います。

2つ目に、人口密集地の町中心部、滝ノ台、大名大塚などが、なぜ試運行から外されているのか。

3つ目に、バスの行きと帰りの時間差が、なぜ3時間半以上も必要なのか。

4つ目に、今回のバス巡回試運行は、なぜ11月から3月まで5カ月間も長期に必要なのか。

5、試運行をこれまで利用した町民は合計で何人か。とりあえず12月1日現在ということで通告してありますので、その時点での人数で結構です。

6つ目に、9月議会で「今後検討したい」としていた滝ノ台を、なぜ試運行区域に入れなかったのか、理由について。

以上、6点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

初めに、水野議員にお答えをいたします。

1点目につきましては、11月の1カ月の利用状況は12日間運行し、山白石、里白石、福貴作ルートにつきましては延べ利用者9人で、大草ルートにつきましては延べ利用者は10人となっています。

2点目につきましては、特定の店舗への停留所は考えておりませんが、町の施設については、平成30年度の運行において検討を加えたいと思っております。

3点目につきましては、10月に回覧による各戸配布を行いました。12月運行より利用者の利便性を考慮し、巡回ルート及び時間を変更したことから、再度、11月22日に回覧による各戸配布を行ったところでございます。広報による周知につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、田中議員にお答えいたします。

1点目につきましては、地方創生推進交付金事業として、買い物弱者等への支援策のための巡回バスを実施しているところでございます。支援策の実施であります。

2点目につきましては、9月議会でも申し上げましたとおり、今年度につきましては町中心部と小学校、旧小学校区の試運行、平成30年度は町中心部と消防団区域6地区を結ぶ運行を予定していることから、質問の地区につきましては平成30年度に行う予定でございます。

3点目につきましては、買い物等、用事があるものと考え時間をあげましたが、運行当初から職員も乗車し、利用者の声などをいただき、12月より時間の改正をしたところでございます。

4点目につきましては、定期的な巡回バスの試運行により買い物弱者の支援を行うことから、5カ月間を実施するものであります。

5点目につきましては、水野議員にお答えしたとおりでございます。

6点目につきましては、2点目でお答えしたとおりで、平成30年度で検討をしまいたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 内容はよくわかりました。

しかし、確かに、この今走っているバスの利用は確かに9人と10人というふうには数は少ないわけでございます。やはりこれから継続していくのに、もう少しPRをしていただきたいと思えます。

それから、一番問題なのは、あそこの乗車の少ない利用というよりも、やはり停留所の問題ではないかと私は思います。私も、一応乗ってみないとわからないというふうなことで乗って見たんですが、この山白石コースにつきましては、時間的に浅川が最初の出発時間ですか、9時半でしたっけ、それで結局回るルートといたしますか、どこの部落にも入り口といたらあれですが、大体手前で乗る場所、石ノ田和後ろ、橋上沢、多目的センター、それから曲屋、そういうところでそれまでに出てくるお年寄りというか、ほとんどが利用するのはお年寄りのわけです、車の運転できない人。そこまで歩いてくるのが大変だということで、結局そこまで行くのが大変だな、車に乗せていってもらって行くしかないというふうなことなんです。やはり、今後これ継続するにはやはり一番停留所が問題になってくると思うんです。部落を小まめに回るとか。

それから、次に、9時半に浅川から回ると、福貴作回って浅川に着くまでには大変な最初に乗った人が時間がかかるという。それから、できるんだったら、1回山白石出発点にして、1回その車を戻って浅川町に戻って、それから車、里白石、福貴作を回ってくれるような時間帯にしてもらえればというふうなことでございます。

やはり一番利用するには、そういう人は小まめなあくまで利用できる乗りおりが簡単な停留所をつくってほしいということでございます。やはりこの浅川に来るお年寄りといいますと、買い物並びに年金の受け取りとかそういうのが、ほとんどそういうときしか出ないというふうなことです。やはり例えばオン・ドールに今のところ駐車場ないもので、買い物に来て帰りに荷物が多くて持ち運びに困るというふうなことでございます。それから、コミュニティーセンターにつくってほしいというのも、これから冬の場合、ゲートボールですか、今もやっているんですが、浅川の駅、それから役場から歩いていくのが寒い時期はとても行かれない、そういう方がこういった付近に近いところに停留所をつくってもらえば、利用もしやすいし、ゲートボールも行くにも楽だというふうなことで、一番停留所の問題が問題になっていると思うのですが、来年の3月でしたっけ、これ、町がその停留所については検討していただきたいんですが、考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今回、試運転ということで、試運行ということで、停留所のほう、いろいろと決め

させていただきました。また、いろんな利用者の声も、職員乗車させまして伺っているところでございますが、来年、30年度のまた同じような試運行を行います、6地区について行いますけれども、その際については、いろいろと意見を伺ったことを検討しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 試運転でございますので、いろいろな乗った人の声を聞いて、それをなるべく取り入れて、結局、車の運転のできない人が利用するわけですから、なるべくその利用価値の多いところに停留所を設けていただきたいんですが、そのわけ検討していただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○7番（水野秀一君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 7番議員と私の分にご答弁いただきました。

それで、あの巡行バスの運行は、買い物弱者の支援ということで答弁いただきました。それで、これを試運行する前に、町は70歳以上200人の人を対象にニーズ調査やっているはずなんです。この結果、どのようなアンケートだと思いますけれども、これどういう結果が出たのか、これについて説明をいただきたいと思います。

それで、何か感じとして、まず町民の方からの指摘もそうなんですが、小学校地域とか、それから旧部落を中心に回って歩いていると、そういうことの印象が強いです。だから、買い物弱者の支援というのであれば、町の商業施設にやっぱり集中するような、そういうルートでまず中心的に考えていかなければならないと思うんです。ところが、そういうふうになっていない。

それから、バスの時間、時間差が何で3時間半以上も必要なのかという点についても、実際的に例えば買い物、それから年金の受け取り、銀行への用足し、こういったことで3時間半以上も必要なことの余り今度待ち時間が長過ぎると、これは逆に利用する方々が利用しにくくなるという問題があるんじゃないのかなというふうに思います。

現実には、試運行をした期間、12月1日までということですから約1カ月ですか、この間で山白石、里白石で9人、大草ルートで10人と。これは、来年の3月いっぱい続けても、また30年度に消防班区域に分けて実施しても、それほど利用者の数は変わらないと思うんです。その辺どうなのでしょう、見通しとして。その辺をしっかりと捉えないと、ただ人も何も乗っていないバスを1年間ぐるぐる歩かせてしまうと、こういうことに結果なるんじゃないかというふうに思います。

それから、前久保木総務課長の答弁だったんですが、28年度は計画、29年度、30年度はあくまでも試運行、試行ですと。29年、30年、2年間試運行するというんです。だから、それは私、ただいま申し上げたように、誰も乗っていないバスを2年間もぐるぐる歩かせて、それでないとその効率的な町民に喜ばれるような、そういう運行が不可能だというふうに考えているのか、この辺がちょっとおかしいのかなというふうに思うんで、その辺についてお聞きしたいと思います。

それで、この28、29年と30年ですか、この試運行の分については、国の地方創生推進交付金の財源でやっておられると。それで、この答弁の中、平成30年度以降の本格運行後については、財源が決まっていないというふうなことで答弁しております。ですから、これについて町の自主財源で実施していくのか、それとも何か国

の財源か何かを予定しているのかどうか、その辺についてもご答弁いただきたいと思います。

何よりも基本になるのは、とりあえずこの今、浅川町でやっている、やろうとしているバスですか、巡回運行、これはデマンドバスというふうなことであるそうです。それで、ネットで調べましたらば、デマンドバスとは利用者の呼び出しに応じてルートを変更して運行するバスなど、それから、ちなみにデマンドバスはオンデマンドバスと呼ばれる。これも利用者の需要や要求に応じるバスという意味なんだそうです。ですから、この類いのこれはバス運行なんです。そうだとすると、一番大事なのは何なのか、利用者、町民の、こういうバスを走らせてほしい、こういう巡回バスを欲しいと、そういう声にきちっと応えていかないと、余り意味がないのかなというふうに感じております。何かちょっと再質問がまとまっておりませんが、わかる範囲で結構ですので、とりあえず答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） すみません、項目たくさんあったものですから、抜けた場合についてはその都度お知らせをいただきたいと思います。

買い物弱者についてのバスの運行ということで、確か28年度にアンケートの調査を行いました。その際に、やはり先ほど言われたように商業施設が主なものが多かったということはあります。あとは、役場の公共施設でありますと公民館、役場、保健センターなどが挙げられておりました。また、時間帯につきましては、9時から10時、朝の時間でいいますと9時から10時というアンケートが一番多いのかなというふうに見ていましたので、今回、9時、10時ぐらいで運行をさせたわけでございます。

あと、先ほど言ったように、28年度にアンケート調査、29、30が試運行ということで行うという予定になっております。これについては、国の補助をいただいて行うということで、今言われたように、30年度までは国の補助、31年度以降は今のところ町単独で行う予定かなというふうに考えております。

また、デマンドバスということでありましたけれども、今回は巡回バスでございますので、デマンドではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） いずれにしても、これも始まったばかりの事業で、これから本格的に中身を詰めて、そしてしっかりしたものにしていくんだろうと思います。ですから、私どもの質問も総括になりますけれども、現時点で指摘したいことについて、指摘をしておきたいと思います。

それで、まずこの運行の方法、これが一番問題なんだと思うんです。この運行の方法によって、利用者がふえる、利用者が減る、それから町民に喜んでもらえる、余り相手にされない、こういう結果が出るんだと思うんです。ですから、そこら辺のところを重点的にしっかりと捉えていただきたい。

特に、先ほど申し上げましたが、山里で9人、大草ルートで10人と、1カ月でこれだけの利用者ということでは余り意味がないと思うんです。これについて、どんなふうな考えしてんだか、この点やっぱりきちっとご答弁をいただきたいと思います。

それから、きのうですか、私ちょっと下へ行ったときにお話ししたんですけれども、浅川町のこの巡回バス、これは何を参考にしている。どういうふうな情報をもとにやられているというか、とりあえずはアンケートで

200人の方ですか、200人の方、どういう方々からこれニーズを、200人を対象にニーズ調査を行ったということですが、これどういう方々の200人なのでしょう。これについてもご説明いただきたいと思います。

それで、この巡回バス、これは他町村でもやっていると思うんです。浅川町では、どこの町村のそういう実例を参考に予定を組み立てられたのか、この点についてもわかればご答弁をいただきたいと思います。

それで、先ほど申し上げました、きのうちょっと寄ってということでありましたが、これがインターネットに載っている白河市のこみねっととって、巡回バスなんです。オンデマンドバスなんです。民間のJRと、それから福島交通と、それから市独自の白河市循環バスと、この3台を活用していろいろとやっておるんです。ここに時刻表なども出ておりますし。白河市に限らず、県内各市町村で何件もやっておられるところあると思うんです。そういうところをしっかりとやっぱり参考にして、ただ、余り広範囲に風呂敷を広げて、何か月間も1年も試運行をやるんじゃなくて、もうちょっと情報を絞り込んで、そして実効性のあるそういう形で試運行をされてはいかがなんでしょうか。この点、お聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、ちょっと待ってください。

今、すみません。教育長が体調不良でちょっと退席したいという旨あったものですから、許可します。

〔教育長 内田賢寿君退席〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 運行の方法につきましては、今回の試運行によりまして、来年度においても検討してまいりたいというふうに考えております。

巡回バスの情報でございますけれども、これにつきましては他町村、さまざまな運行をしているかと思えます。それらを見ながら取り入れたわけでございます。また、先ほど言われたように、アンケート、町民、70歳以上の町民200名の方々にアンケートをいただきました。その際に、先ほど言ったように時間帯または本数、どの辺が乗る場所がいいのか、おりる場所がいいのか、そういうさまざまな意見をいただいて、今回それに当てはめるような形で運行をしたところでございます。

また、先ほど言われました白河市のほうも、私のほうも見てはおりますけれども、白河市にあっては旧町村、例えば表郷、東村、大信、それらについては一切入っておりませんでした。私のほうは町内一円ということで考えておりますので、若干停留所が遠くなっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（2）ふくしま森林再生事業についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） ふくしま森林再生事業について質問をいたします。

平成29年度当初予算に計上された、ふくしま森林再生事業年度別計画作成業務委託料2,000万円、森林再生事業同意取得委託料800万円、森林再生事業森林整備等業務委託料2,400万円の現在までの進捗状況について、詳細をお聞きしたいと思います。

この3件の委託料は、合計で5,200万円の多額なものです。その詳細は、予算案審議の際の説明では十分に

理解できませんでした。予算計上から8カ月を経過し、事業それぞれが進行中だと思いますが、次の点についてお聞きいたします。

1点目、事業実施区域の城山の所有者の人数は何人で、面積はどれくらいか。

2番目に、事業実施の所有者の同意取得の進捗状況について。

3つ目に、森林再生事業年度別計画の進捗状況とその成果の予想について。

4つ目に、森林再生事業の箇所別進捗状況について。また、これには山白石町有林等も事業に含まれているのかどうか。

5つ目に、両町青年会所有の城山の地番と面積及び現在の登記名義人について。

以上、5点について町長にお伺いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の人数、面積につきましては、約40名、20ヘクタールの見込みです。

2点目、3点目につきましては、年度別計画と同意取得業務を一括して委託しており、現在、現地の状況調査、所有者調査等を行っているところであり、合わせて約20%の進捗状況です。

4点目につきましては、今年度実施の山白石地区で現在約10%の状況です。

5点目につきましては、宇城山58番、面積約3ヘクタールの土地かと思いますが、所有者につきましては、個人情報のため差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ご答弁いただきました。この城山の所有者、それもこの事業実施区域の所有者が40名ということでございますので、それでこの進捗状況については、これについて同意委託料というのがありますね。これ40名の地権者の同意をいただくということだと思うんですが、これについての進捗状況はどうなんですか。まず、1点はそれをご答弁いただきたいです。

それから、事業実施の所有者の、ああ、ごめんごめん、事業実施の所有者の同意取得の進捗状況が約20%ということで答弁されましたか。そこをもう一回確認をしたいと思います。

それから、山白石地区の10%というのは、具体的にどのような作業が進行しているのかについてご説明いただきたいと思います。

それから、3点目の森林再生事業年度別計画の進捗状況とその成果の予想ということでお聞きしておりますが、これ最終的に終わりますとどういうことになるんですか。どういうふうなことを目的にやっているのか、もうちょっと明確にちょっとご説明をいただきたいなというふうに思います。

それから、5番目の両町青年会所有の城山の地番と面積及び現在の登記名義人についてということでお聞きしましたら、城山の58番地、3ヘクタールのことです。ただし、これは個人情報のため、これ以上の情報は出せない。ちょっとおかしいんじゃないですか、これ。大丈夫なんですか、この答弁で。

これ間違っていたら言ってください。私、この城山の58番地、3ヘクタール、これは両町青年会が歴史的な、これ町史の中でも掲載されています。両町青年会が花火を打ち上げるための事業の費用、財源として管理し、

カヤを管理してカヤを売って、そして収入を得て、それで花火を上げてきたという、そういうものなんです。ですから、私の知っている管理範囲内、私が現役の青年会の当時、先輩や何か皆さんからずっと引き継いできた状況でいいますと、両町青年会が管理して、ただ、今と違って、その当時は登記とか何かの問題がいろいろ大変だったので、両町青年会の中心的人物2名の方の個人名義にして、これは登記されていたと。しかし、実質的な所有は両町青年会、もちろんそれはカヤの収入、そこでとれたカヤは全部収入として青年会がもらったわけです。それから、今度は花火とか城山公園ということで、町が手入れをするようになってからは、町に対して両町青年会が賃貸料ということで、町は賃借料として両町青年会に毎年お金を払ってきましたね。これについては幾らだったのか。これもひとつご答弁をいただきたいです。

まず、以上の点について、1回にて答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、同意取得委託料の800万についての進捗状況ですが、先ほど町長答弁しましたが、年度別計画作成業務2,000万円と、同意取得等800万円を一括で発注しております。この業務は、いわゆる設計調査業務となっておりますので、合わせて20%の現在進捗状況です。

同意取得のほうの委託内容につきましては、土地の所有者の権利の調査、それから現地、その調査をして、人を特定して、現地説明会あるいは集団の説明会を開催し、周辺施工範囲の境界を確認するなど、その後、同意書を取り交わすこととなります。そういうことの取りまとめ、それから年度別計画で調査しまして、年度別計画については、その土地にどういふ木が生えていて、どういふ林種でとか、どういふ間伐の率をするとか、それからその作業道が必要であれば、そういった作業道の調査、測量、あるいはそういったところの事業量の算定などが、年度別計画になっております。その後、事業量がおおよそ確定した後、同意取得のほうで協定書を交わすこととなります。その取りまとめ等が一括で発注されておまして、合わせて20%の状況でございます。

それから、山白石につきましては、こちらの森林整備事業の業務委託料2,400万のほうでございます。現在のところ、業者も決定し、現況を調査しており、まだ現場には入っておりませんが、現在のところはおおよそ10%の進捗状況ということになっております。

それで、それから、その成果の予測ということですが、この森林再生事業の目的については、いわゆる原発事故等によって、森林整備とか森林生産活動が停滞しており、現在その山林の持つ公益的機能が低下されているのが懸念されるということで、間伐等の森林整備と、その原発事故による放射性物質対策を一体的に実施して、公益的機能を回復するというのが主な目的となっており、浅川町では27年度から全体の計画を作成し、32年度までの事業となっておりますので、それに向けて進めているところでございます。

それから、個人情報関係につきましてですが、確かに青年会所有ということでございまして、今、年間2万円ほどの使用料、賃借料を支払っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 概略わかりました。要するに、城山地区周辺の間伐とか、いわゆる荒れている山の状態を、状況を、間伐とか下刈りとか、そういったことをしてきれいに整備していくと。あわせて、その中では、



原発事故以降の放射性物質の除去、これらも含めてやっていくんだと、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

それから、山白石地区については、計画が進んでいるが、具体的にまだ現場への作業は入っていないと。だから、事業を総体的に言うと、まだ10%の進捗状況ですよということで理解してよろしいでしょうか。

それで、その城山の件であります、青年会に2万円の使用料を払っているということで、両町青年会の所有なんですね、今は、そうすると。そこを確認したいと思います。

それで、これ私、前に副町長にはお話をしまして、町長ともよく相談して、そういうふうに町有財産だから、しっかり管理されるようにということでお願いした経緯がございます。それで、先ほども言いましたが、当時とか何かはその辺が煩雑だったので個人の名義にしていたと、恐らくそれが現在も個人の名義になっていると思うんです。それで、この両町青年会が所有をする、要するに、その成果を売却して収入を得るといって、そういう本来の目的が失われて、両町青年会では、これは私どもがこれ以上所有していても仕方がないんで何とかしてほしいと、こういうお話が青年会のほう出たと思うんです。これについて、町に対しては何か相談か何かがあったんですか。その点をお聞きしたいと思います。

それで、本来的に、端的にはしょって言いますと、私は、やっぱりこれはずっと長年にわたり、歴史的にそういう役割を果たしたそういったものが、今、町が多額な花火の補助金を出したりいろいろして花火が打ち上げられている、そういう背景を見ますと、もう過去のこういった、あるいは青年会自体も要らないという考え方がありますので、これはむしろ町がきちっと町有財産として受け取って、登記云々も何もみんな町のものにして、しかるべく管理をすべきではないかなというふうに思うんであります。

以上、2点ですか、これで最後だよ、それについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 役場内にも青年会OBの方がいらっしゃいまして、いろいろ経過等もお伺いしております。それで、青年会所有の3人だったと思いますけれども、青年会さんのほうでは、行政区長さんですか、に今後の所有形態について相談があったようで、その後、町のほうにも区長さんを通じて相談、今後の扱いを相談されたようですが、結果的には、所有のほうのその所有者については地元で戻ってそのままになっているというようなことだというふうに聞いております。町が町有財産とすべきかどうかについては、今後検討するとしていきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）定住・移住モデル住宅建設についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 定住・移住モデル住宅の建設について質問をいたします。

前9月議会に提出された建設水道課資料4により、4棟4戸を滝ノ台の2区画に建設中ですが、この事業は平成29年3月の補正予算に計上されました。その後、現在まで8カ月が経過、平成30年4月には供用を開始する予定とのことですが、確認も含め、次の点についてお聞きいたします。

1つ目、この事業の合計事業費とその費用内訳について。

2つ目に、このモデル事業の目的を、より具体的に説明していただきたい。

3つ目に、具体的な入居募集要件と、1カ月当たりの使用料、家賃は幾らか。

4、入居者の定住を図る相談会等で、定住に向けて販売促進を図るという具体的な取り組みの内容について説明をしていただきたい。

5つ目に、この事業費財源と内訳、補助金等の詳細を聞きたい。

以上でございますが、3点目の入居募集要件と、1カ月当たりの使用料等については、今回の議会に条例案が出されておまして、この条例案に記載されておりますので、この3つ目については答弁結構です。

以上の4点についてですか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、担当課長よりお答えをしたいと思います。

2点目につきましては、町の総合戦略に基づく若者向け定住環境の整備と、町外からの定住、移住の促進を図り、花火の里ニュータウンの販売促進につなげることであります。

それから、3点目は削除でありますから、4、5は担当課長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、1点目につきましては、現在、事業が継続中でございましたので、未執行額も含めまして、合計の事業費で9,110万円となっております。費用の内訳ですが、設計業務委託料等で882万3,600円、工事請負費で8,046万円、そのほか上下水道料金等の負担金で106万円、パンフレット作成等の事業費等で75万6,400円を見込んでおります。

3点目は、今説明をしたように省略をいたします。

4点目につきましては、入居者募集後ですけれども、申し込み者と個別に現地での説明会及び定住に向けた相談を予定しております。その中において、ニュータウン内への定住、移住に向けた販売促進を図りたいというふうに考えております。

5点目につきましては、事業費の財源でございますけれども、地方創生拠点整備交付金によりまして、補助対象事業費が8,000万円ですので、2分の1が交付金で4,000万円の交付金となっております。また、補助対象事業費8,000万円から補助金4,000万円を控除した残額4,000万円が起債であります。単独費としましては、1,110万円となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点目の、上下水106万の次に75万、これ75万何でしたか、ちょっと聞き取れなかったんで、これについてお願いします、75万円。それから、もう一つ、今、最後に答弁された8,000万のうち4,000万が補助金で、残額4,000万は起債だということであります。1,110万って最後に答えた、これは何だったんでしょうか。まずは、この2点を確認いたしたいと思います。

それで、2番目の、このモデル事業の目的をより具体的にということは、大ざっぱにはわかるんです。この4番目に書いてある、入居者の定住を図り、相談会等で定住に向けて販売促進を図るといって

ます。具体的に、これちょっと考えにくいんです。この入居した人たち、これ10年間入居している、継続して入居した場合には、賃貸料を5,000円ずつ上げるといようなことも書いてありました。ただ、これ入居した人が結局入居をやめて自分の家を持ちたいと、そういう希望があるかないか、そういったことを聞き取りながら、この人たちにあの宅造を買ってもらおうといような類いのお話なんでしょうか。この辺について、ちょっとわかりにくいので、もうちょっと丁寧にご説明をいただきたいと思います。

それから、もう一点、工事現場、私もちょっと見させてもらいました。あの工事現場、いずれも2区画とも擁壁ですか、その敷地の、その工事がなされております。結構かかるのかなという感じで見たんですが、あの経費は幾らぐらいかかったのか。あの経費は、この事業費の中の8,000万円のこの予算の中に入っておるのかどうなのか、それはまた別なのか。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、1点目の75万6,400円ですが、これについては、今後予定しております募集に向けたパンフレット等の作成の費用等が含まれている事業費関係が75万6,400円です。次の1,110万円は何かということで、これは定住・移住住宅の事業費、全体事業費で、当初、最初に申しあげました9,110万円が現在の全体額でございます。それに対するの内訳ですが、8,000万円が補助対象となっております。その8,000万を超えた1,110万円、これにつきましては町の単独費によつての財源となっております。1,110万円については町の単独財源というふうな内訳でございます。

それと入居の目的ですが、具体的な目的は説明したとおりなんです、この定住・移住促進住宅につきましては、一定期間入居していただくということで、条例にも記載しましたように、少なくとも5年以上は入居していただきたいと。また、5年以上入居していただいて、10年を目標に町内への定住、移住を図っていただきたいという内容によりまして、今回の賃貸住宅から10年目標にニュータウン内への分譲地への定住、移住を図っていただきたいという、その一定期間の賃貸を踏まえて、ニュータウン内への居住をお願いしたいと、そういうふうな目的で計画している内容でございます。

もう一つ、今現在建設していますL形擁壁の件ですが、これについては現在の発注してあります、2軒で発注しておりますが、その中に、工事費の中に入っております。費用については、現在手元に資料ございませんので、4戸分として約1,000万円程度の造成費用というふうになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 大方わかりました。

それで申し上げておきますが、事業費8,000万ということで先ほど、5点目でご説明いただきました。今のご答弁で9,110万円と、この補助以外で1,110万とって9,110万円。この事業、何で私がお聞きするのかというと、事業費が最初と、2棟4世帯分だったやつが4棟4世帯に変わったりとか、それからこの事業費も最初の説明と違って9,110万円と、この事業費や何かが変更になっているんです。別に変更になっていることを悪いとかということはいいませんけれども、やっぱり変更になった場合には、変更になった具体的な理由、それから幾ら変更になって、現在幾ら幾らの事業費ですといふふうな、そういったことがやはりご説明をいただきたいなど、こう思うんです。そういう観点からお聞きしたわけでありませう。

それから、あのL形擁壁2軒ですか、2区画、これについて町民の中からも出ているんです。要するに、なぜあそこの宅造が売れないか、要するにお客さんが買った、そうするとあれだけの大がかりな、これだと2区画で1,000万程度と、要するに500万程度かかるということなんです。だとすると、これは当初出したその価格で売れるわけがないです、土手の高い部分の宅造が。そういったことも、しっかりとこの事業をやりながら検証していただきたい。今後の販売に活かしていただきたいと思うんでありますが、ただいまのその事業費の問題とその擁壁の問題、その2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、事業費の件でございますが、この予算については、本年度3月議会での補正予算で提示したものでございまして、3月の補正で手にした額の予算の範囲内で実施している内容でございます。今、話ありました当初計画においては2棟4戸という計画をしていましたが、個人のプライバシーを確保したほうがいだろうということで、4棟4戸というふうに、棟続きではなく1棟ごとに計画をした内容でございます。その内容については、9月議会で資料を提示しまして、このような大きな変更ではなくて、実施に向けた計画等をお示ししまして、それを受けまして入札を執行した状況でございまして、予算面についても、3月の補正の予算の範囲内で対応しております。計画についても、発注前の実施計画を議会において説明をした内容において実施しているものというふうに判断をしております。

また、L形擁壁、非常に単独費で高い経費をかけているということでございますが、今回の定住・移住促進住宅においては、いろいろな形態あるかと思いますが、1世帯当たり自動車、乗用車、これを自家用車は2台程度は確保、とめられる駐車場を確保しようということで、そういった定住、移住に向けた環境整備ということで、そういったものを考慮した中において、L形擁壁の取り組みをしたということですので、一定程度の費用はかかっていますが、事業の目的に対応した内容ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、8番、田中重忠君、（4）高齢者・交通弱者を対象にした移動販売車の運行についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 高齢者・交通弱者を対象にした町内移動販売車の運行について質問をいたします。

前の9月議会で、町長は、29年度の地方創生事業において、生活物資を販売する移動販売車の導入のための

補助を計画している。また、現在運用方法など、商工会、農協等と協議を進めていると答弁、また、担当課長は、現在、商工会、農協と協議を進めていますといった前向きな答弁をされております。

町はこの事業をいつから実施する計画なのか、また、県内各市町村、先進地での実施の成功例等について、十分な調査、検証は済んでいるのかなどを含め、商工会や農協との協議などだけではなく、しっかりとした準備、計画で進めていただきたいと思います。

そこで次の点についてお尋ねします。

1つ、この事業は現在どこまで進んでいるのか。

2つ目に、この事業の目的を具体的にご説明いただきたいと思います。

3つ目に、事業実施予定エリアと方法、事業開始日についてお聞きしたいと思います。

以上、3点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の進捗状況については、商工会、農協、町で構成する準備会において、車種の検討等を終えたところであります。

2点目の目的につきましては、人口減少、高齢化による買い物弱者への対策です。

3点目の予定エリアについては、浅川町全域とし、方法については引き続き協議を進めています。

事業開始は年度末を目指しておるところであります。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず第1点目、3点目の事業開始日について年末と答弁されましたが、私聞き違いですか。その点について確認です。

それと、今町長からいただいた答弁では商工会、農協等と協議を進めているということで、なんか、販売用の車種も決まったような、今答弁をいただきました。それからこれは以前から明らかなおと、買い物弱者への対策としてこれは早急にやっていきたいんだと、こういうことで、当然、事業実施予定エリアなども協議をされていると思います。それで第1点目は、町の事業として、事業者を選定して、補助金を出すことが町の事業なんだと思うんですね。どういう形態で町は補助金を出すことを考えているのか。町が、私は最初、町がある程度主体的でやるのかなと思ったら、そういうことではないんですね。事業者を選定してやるんだと。ことしの3月議会では、町長は、これは極めて試験的なんです、車を買って、商工会が運営するということなんです、というような答弁もされております。

そこで、これ、担当課では、県内市町村の実施、成功例等、そうしたことについて情報を把握してやっておられるのかどうなのか。この辺、大変重要な問題だと思うんですね。というのは、町長が3月議会で答弁した商工会が車を買って運営する、これはもう実現不可能だと思うんですね。だからそれらも含めてその他町村での実施例等踏まえて、どのような考え方をしているんだか、これは、担当課のほうでひとつ、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 年度末を目指しております。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、この運営のどういう体制になるのかというところでございますけれども、実際にこの移動販売車等を運営するに当たりましては、新たな組織を考えております。そこで運営をしていくような形をとっていきたいと考えています。

その事業の先進地での成功例だとか調査、検証につきましては、まだまだ不十分なところがありますので、今後とも十分事例等を調査して、その協議のほうに反映させたいと考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま担当課長から答弁をいただきました。これは大変難しい事業だと思うんですね。それで、きのう、やっぱり担当課のほうへ、私、回って、一応一部情報を見せてお話ししてきたんですが、私もこれ、情報とってあるんですよ。私びっくりしたのは、これ、福島県でどこどこやっているかなと随分探したんですが、なかなか見つからなくて、そうしたら、このいちいというスーパーを中心とした移動販売の実例が出てきました。驚くことには、石川郡の玉川村、それから石川町の一部で既に実施しているんですね。それから須賀川、岩瀬、天栄とか白河、中島とか矢吹とか、やっていらっしゃるんですよ。ですから、きのうも私、担当課長に申し上げましたが、恐らく、商工会、農協さんと協議をすると何かいい考えが出てくるのかなあという考え方もしているんだと思うんですが、かなりこれは難しい事業なんで、こうした成功例を、ほかにもないかどうか当たって、しっかりと協議して、先ほど担当課長が、今後先進地や何かの成功例等を調べて参考にして進めていきたいという答弁されましたけれども、まさしくそのことが私は大事だと思うんですね。

私、一例、これ、きのうも説明しましたが、申し上げておきますが、ただいま申し上げたい、スーパーマーケットいちいを中心としたあれは、現在、8号車というから、8台の車が出ているんですね。これは、いちいとそこにとくし丸という移動販売のノウハウを持った業者さんが入って、この人が調整をして、そして事業者を募集して、そして移動販売をしていく。ですから、これは石川とか玉川さんとかに聞いてもらうしかないんですが、では、玉川村とか石川町ではこれに対して補助金を出すとか、何らかの援助とか、補助とかかわり合いを持っているのか。それとも全く事業者単独でやっておられるのか、この辺もしっかりと考えて検討して計画を立てていただきたいと思います。

ただいま町長のほうから年度内にやりたい、年度末までにやりたいということでありましたが、これはなかなかちょっと、まあ、余り急いで、車なんかはかなり高いですね、これ、冷蔵庫や何かつくんで。そういうことも含めまして、簡単に車や何かを買ってスタートして、最終的に動きをとれないようなことも考えられますので、十分に検討、協議して、そして取り組んでいただきたいと。この移動販売車の事業については、私どもも議員も拙速には考えていません。多少時間がかかっても失敗のないようにしっかりした取り組みをして。要するに、買い物弱者、そういう人たちの利便性をしっかりとサポートできるような、そういう事業で取り組んでいただきたいと思います。その点について町長、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） はい。

○8番（田中重忠君） 具体的な中身の答弁じゃなくて、そうした考え方でやってほしいということだったので、それについては町長、ひとつ、ご答弁いただきたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ご指摘のとおり、難しい商売であることはもう周知のとおりであります。それから、成功例の検討をするということなんですが、成功か不成功かは別にして、そのノウハウはやっぱり先進地の実情を調べ、あるいは参考にする必要はあると思っています。

もう一点、行政はお金のやりとりは原則やってはならない、やらないということでもありますから、事業を推進するための組織ができたときには、それに対するいわゆる運営等々の助成、補助等を検討し、業務が、営業が円滑に進むよう、しかも円滑に進んでいる中で利用者がああ、よかったなあというようなシステムになることが目標ですので、そういうふうになれるように、これから新たな協議会ができ上がる、あるいは責任者もあるいは陣営も決まるわけですから、この皆さん方と協議をして、できるだけよい方向に進むように努力をしてまいりたいなというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）横領公金の全額回収についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 横領公金の全額回収について質問をいたします。

平成19年4月に発生した町職員による横領公金の回収については、前9月議会でも質問いたしました。平成29年3月末現在の横領公金の未回収残高の元金、利子などを含めた約1,963万円について、町長は、この議会で、横領した元職員に毎年督促状を送付し、損害賠償の請求をしています。町指定金融機関、収納代理金融機関に対しては請求していません。弁護士と相談した結果、請求できないとの判断に基づき、請求はしておりません等の答弁を繰り返してきました。

しかし、町が現在も請求し続けている元職員に対しては、民事裁判を起し、差し押さえ処分をし、さらに刑事裁判により刑事罰まで科し、元職員は既に社会的制裁を十分に受けております。しかし、この公金横領事件のもう一方の当事者であった郵便局に対して、町は話し合いどころか一切何の請求もしていません。

町公金の取り扱いについては、町は地方自治法等の規定に基づき、指定金融機関と収納代理金融機関との間で毎年度契約を結んできました。平成16年度にも指定金融機関の指定及び預金取り扱いに関する契約書を町とあぶくま農協の間で締結、そして町指定金融機関と郵便局の間では収納代理金融機関事務取扱契約書を交わし、浅川町の公金の取り扱いを行ってきました。

町と指定金融機関あぶくま農協との契約書の損害賠償第13条では、あぶくま農協は指定金融機関の事務の取り扱いに関し、善良な管理者の注意義務を怠ったことにより町に対し損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない、善管注意義務というのを規定し、また、指定金融機関と収納代理金融機関、つまり郵便局との契約書では、資金決済方法第4条の2項、前項の資金決済は公金の収納日から起算して3営業日に指定金融機関であるあぶくま農協に払い込むものとする。また、賠償責任第8条、郵便局は故意もしくは過失により公金収納事務に関してあぶくま農協に損害を与えたときは、法令に基づきあぶくま農協に対して賠償の責を負うものとするとの契約を交わした。

本件一方の当事者である郵便局には、元町職員と同等の賠償責任なり、また、この契約により、その年度の各町指定金融機関には当然最終的な賠償責任があることは明らかです。須藤町長が郵便局に対し、一切の請求をしないという行為は、町長の職務怠慢であり、職務の公平性を大きくゆがめ、納税者町民に対する重大な背信行為であります。

以上、次の点についてお聞きいたします。

1つ、町長は、公金横領の一方の当事者である収納代理金融機関の郵便局に対し、なぜ請求しないのか。

2、町は、郵便局とその年度の指定金融機関となぜこの件について一度も話し合いをしないのか。話し合いをしないその法的根拠と理由を町民の前に明確にお答えいただきたい。

3つ目に、収納代理金融機関と指定金融機関は浅川町の公金の取り扱いについては、前述のとおり契約書を交わしており、この契約の及ぶ範囲で賠償責任があることは明白です。なぜ町長としての責任を果たさないのでしょうか。

以上、3点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、以前から申し上げているとおり、弁護士と相談した結果、請求できないとの判断に基づき請求はしておりません。

2点目、3点目につきましては、損害賠償請求、住民訴訟における判決で、債務不履行はないとの確定判決がございましたので、賠償請求などはしておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長、前から申し上げていますが、弁護士が言っている。弁護士に言っていれば、では町民との約束、町民に対する責任というの果たさなくていいということですか。町長、これは、弁護士に責任を転嫁した重大な間違いだと思うんですよ。弁護士の言うのは、依頼されて、法廷に立って、訴訟行為をやる人なんです。たとえば浅川町の顧問弁護士だからといって、浅川町の重要な問題について弁護士に聞いて弁護士が右と言ったから右なんだ、左と言ったから左なんだ、こういう話は一般社会では通用しないと思いますよ。

それから、2点目、3点目、これは、住民訴訟の訴訟において、町長に責任がないということだったからということでありますが、この訴訟の結果を理由に町民に対する責任、責務、負託、これらをないがしろにしていいという、そういう理由にはならないんですよ、町長。そうじゃないですか。これはこのときに起こされた訴訟に対する結果です。町長、わかると思うんですよ。訴訟というのは、1つの問題に対して片方が赤、片方が白。赤と1回出たから、もうそれ以外の訴訟はできないとか、この1回出た訴訟が正しいんだということではないんですよ。これ、最高裁まで行ったなら別ですよ。これ、訴訟というのは、私がやった起こした訴訟の話なんです。こういう問題で私が自分の身銭を切って最高裁までやりようないです。だからやらなかったんです。最終的に町長に責任がないなんていう、それは裁判のことだからいいですけども、そういうことでそれを理由に町長が町民との、負託された、町政上の約束を守らなくていい、果たさなくていいということには



これはならないんです。そこをおわかりいただけませんか、町長。まずその2点について。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私は訴訟などをやるつもりはありません。

○8番（田中重忠君） もう一度。議長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、聞こえなかったので、もう一回。

○町長（須藤一夫君） 私は訴訟などはやるつもりはございません。

○議長（円谷忠吉君） 田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長ね、これこの議会で何回もやっていることなんです、今町長、私は訴訟などやるつもりはありませんと言ったんですね。そんな話をしているんじゃないですよ。町民の貴重な税金が職員によって横領された、失われた。これ町民のお金、税金なんです。その税金を失われたままにしておいていいという話はないんです。だから私が言っているのは、訴訟をやれということを言っているんじゃないですよ。訴訟なんかならないと思いますよ。

まず、元職員と同等に責任のある郵便局に何で請求しないんですか。なぜ話し合いしないんですか。この、これ契約書なんです、ここに書いてあるでしょう。第4条の2項、前項の資金決済は公金の収納日から起算して3営業日にあぶくま農協に払い込むものとする、こういう約束を交わしているんです。3営業日というのはどういうことか、町長わかるでしょう。営業している、例えばきょう、きょうならきょう、公金の払い込みがあった。そしたら預かった郵便局はあした、あさって、やなあさってまでには農協に公金として払い込まなくちゃならない、こういう契約結んでいるんですよ。それが何で2カ月も3カ月も4カ月も2,000万円以上も、公金がだたら横領されたんですか。郵便局さんがきちっと収納代理金融機関としての約定を守り、責任を果たさなかった、そのことじゃないですか。だから何も難しいことはない。だから、郵便局にちゃんと請求してみてください。これ、請求する責任があるんですよ。これ町長が、町長でなくて普通の人だったらば請求なんてする必要はないですよ。須藤町長は町長だから町民の金を守るために請求してくださいと私は言っているんです。

それからあと1点申し上げますが、昨年、七百何十万の公共下水道のお金が不納欠損になりましたね。あれや、悪意持ってやったんでないかといってあれ、チャラにしましたね。全く職員たちの責任も何も問わなかった。しかし、よその町村では、新聞や何か出てきてわかるでしょう。よその町村では本人たちに弁償させているんですよ、金は。浅川町だけです、そういう。悪意でないとか。事は、町民の税金なんです。町民の税金を守るということで、これはきっちり最後の最後まで、取れる、取れないは別です。ちゃんと請求すべきところには請求する、そういうことをきちっとやってもらいたい。これを町長に申し上げておきたい。この程度のことを町長、理解できるでしょう。

この前、何ですか、この前の9月議会の答弁。しかし、何年やっていますか、もうこの話。既に何度も決着がついていると思うんです。決着がついていると思っているんですか、町長。決着なんか全然ついていないでしょう。私、この前の議会で聞いたときに、1,963万円ですか、まだ未納になってあるわけです。税務課の職員さんが一生懸命議会や上司に尻をたたかれながら一生懸命集めたその公金、横領されてしまった、それはそれでもうしょうがないですね、済んだことだから。それを回収するために最大限、最後まで努力する、そうした

責任が町長にはあるんです。これは責任がないだとか、もう済んだ話だとか、とんでもない話です。これについて町長、答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 何回か議会でお答えしましたが、答弁には変わりはありません。ただ、本人が、どういう形であろう本人は私の生きている限りは金額はわかりませんが、誠意を持ってお返しをしたいということですので、私はそれを信じております。

○8番（田中重忠君） 議長、答弁漏れ。

○議長（円谷忠吉君） 何ですか。簡潔に言ってください。答弁漏れの。その部分だけ。

○8番（田中重忠君） 何を言っているの、議長。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れのところだけ言ってください。

○8番（田中重忠君） だから今言うでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 言ってください。

○8番（田中重忠君） 何を指差してこうやってんのよ。それは聞いていてわかったでしょう。私が言ったのは、何で郵便局に話し合いも請求もしないのか。あと、そのほかの指定金融機関さんにも当然契約書に基づいて責任があるんだから請求して回収の努力をすべきではないですかと、これが私の質問ですよ。議長、わかりますでしょう。それについて答えてくださいということですよ。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○8番（田中重忠君） 議長、またまたまた。町長が答えてください。町長。

〔「経過ですから」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長。

○8番（田中重忠君） いいです。請求するかしないかだけ、聞いていることについて答えてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 記憶にありませんが、過去、郵便局等々の金融機関との話は何度もやっていると思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど町長が答弁で申し上げたとおり……。

〔「経過と言っているの」の声あり〕

○総務課長（小針紀喜君） 損害賠償住民訴訟における判決で株式会社ゆうちょ銀行は本町に対し、横領事件に対しまして債務不履行責任は認められないということでありましたので、町に損害賠償義務を負うことはできないとしていますので、請求はしていなかったということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）町長の議会答弁の訂正、取り消しを求めるの質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 町長の議会答弁の訂正、取り消しを求める質問をいたします。

このことについては、平成29年6月議会、同3月議会の質問で町長に、町長の答弁が事実と違うので、訂正

し、取り消していただきたいと求めてきましたが、町長は、いまだにこの間違いの訂正、取り消しをしておりません。

この質問は、平成29年3月議会での私の、「そのとき、その際、庁舎建設基金から宅造会計への繰りかえ運用を信任した議会、そのとき、この議会にいたのは町関係者は町長と副町長だけ、あとは誰もいなかったんです。それから議員は角田議員と上野議員と、私の3人だけだったんです。ですから、他の方々は何でもこういう問題が起きたかについて全くわかっていないんです」との私の発言に対し、町長は、「当時は田中さんと私は一緒にやった覚えがありませんから、田中さんと一緒に議員をやった覚えはない、田中さんと私、議員一切やったことないよ。いつやったんですか」と全く間違った理解で、「いや違う、やったことがないから私は平成7年の9月で引退ですから、それをその後あなた当選したんでしょ、1つだけ訂正する、私は議員として同席はしたことはないよと言っている」等の答弁を繰り返しています。

また、9月議会では、議会議員として一緒にやった旨の発言があったから、「私はあなたとは議会はやったことがありません」ということで答えたものです。「間違いではありませんよ。議会は一緒にやっていませんから。そのものような話があったからあなたとは議会は一緒にやったことはありません。間違っていないですよ」との答弁を繰り返しています。

町長、よくお聞きください。平成29年3月議会での私の発言は、「その場にいた町関係者は町長と副町長だけだったんです。あと、誰もいないんです。それから議員は角田議員と上野議員と私と3人だけだったんです」と発言しています。

ところが町長は当時は田中さんと私は一緒にやった覚えはありませんからというふうなことで否定しております。私は、町長と議員と一緒にやったなんてことは全然言っていないんです。私言ったのは、その場にいた町関係者は町長と副町長だけだと。町長はそのとき助役でいたんです。副町長は議会事務局職員として書記として出席していたんです。それと私と上野議員と角田議員。このことを私申し上げたんです。

私は一度も町長と一緒に議員やったなんて発言はしていないんです。これは、事務方、副町長にも言いましたけれども、ちゃんと会議録を確認して、きちっと、間違ったものは間違ったで訂正してはどうなんですかということ、私申し上げました。これ、誰が見てもはっきりしているんです。会議録にそういうふうに乗っているわけですから。町長は町の代表者ですから、間違いは間違いで率直にきちんと認めるべきであります。

町長がこのような対応をしたことで、宅地造成事業特別会計の重大な変更問題の議論の本質がゆがめられてしまい、町政の監視という議員議会本来の義務、権利を果たせず、健全な町政の発展を大きく阻害しております。町長は田中さんと一緒に議員をやった覚えはないとの答弁を直ちに訂正し、取り消していただきたい。田中議員は町長と一緒に議員をやったと言ったのではなく、そのときその場にいたのは町長と副町長と田中、上野、角田議員の5人だけだったと明確に述べており、町長主張の間違いは明らかです。これは、29年の6月議会でも申し上げましたが、取り消しはありませんでした。これは明確に取り消しをしてください。

町長、議会での発言にちょっとご注意ください。先ほども、郵便局と何度も何度も話し合いしましたと言いましたね。これ、私、もう一回確認しますが、今までの議会では町長は郵便局とは話し合いをしていないと答えているんですよ。だから、議会ごとにそういうふうに変えられてしまうと困るんです。きちっとした議論にならないです。そういう点からもこの29年3月議会の町長答弁については取り消しを

していただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

6月議会、9月議会でも答弁しましたが、私はあなたとは議員と一緒にやらなかったということを申し上げたんです。ということは、今質問した当時のことを、私は覚えていませんが、振り返ってみますと、私はあなたと議員と一緒にやったということを言われればそんなことない。これじゃないんだよ。それがね、そう言うからこんな答弁にはならないと言っているんです。

〔「議事進行」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） そう言えば、そんな答弁にはならないと……。

○議長（円谷忠吉君） 田中君、今町長が答弁しているんだから聞いてから。

○町長（須藤一夫君） 私はあなたと議員と一緒にやったとかであれば、私は議員はやったことがないという、私はそういうふうに聞こえたんです。あなたは、執行リーダーでしょう。私が議員だよと言えばこんな答えにならないんです。私は議員と一緒にやったような質問の内容を受けたからあなたとは議員をやった覚えはありませんと答えたのであって、私は間違ったことでもないし、虚偽の答弁でもないし、私は受け答えとしてそう答えたのであって、謝罪とか、訂正とか、そんなものは私は考えておりません。私は間違っていないから。そういう質問に私は受けとめたからそういう答えをしたのであって、こういう質問の趣旨が私はいかななものかなとさえ思うんですが、議会だから答弁いたします。そういうことはありません。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君、何ですか。

○5番（江田文男君） 議員がやっぱり品格を持って質疑をしなくちゃいけない。やっぱり、そういうけんかを売するような、相手にむきになるような、興奮させるようなことを言っちゃいけないですよ。やっぱり議員は議員らしく品格を持って、町民の代表ですから、ぜひ取りまとめを議長、お願いいたします。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの5番議員の議事進行は議事進行になっていないですよ。質問者と答弁者がやり合っているやつ、品位がないとか、そういう批判的な話はこれは議事進行の趣旨ではありません。この前もそういうことをやりました。人の、一般質問のやり方についてこの議場の場でどうだこうだと言うのは、それは厳に慎んでいただきたいと思います。

議長、注意してください。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

今度質問ですか。

○8番（田中重忠君） はい。最後の質問になります。

あのね、町長ね、私は、副町長でも総務課長にでも言って、会議録調べてごらんください。それで足りなかったらテープ聞いてごらんください。私は町長と一緒に議員やったなんては言っていないんですよ。そして、このときの質問の趣旨は、その宅造会計の繰りかえ運用の何かについての議論をしたとき、この議員にいたのは5

人ですよ。だから、5人の人以外は知らないんですよと、そういう趣旨の質問をしているわけですよ。どこに町長と一緒に議員やったなんて書いてあるんですか。そういうことを言っていないのに、町長は今言いましたね。私はそういうふう聞いた。いや、私はそういうふう聞いたって、まあ、そういうときもあるでしょう、聞くときも。でも、町長それは違うから、事実と違うから取り消してくださいと、こういう申し入れをしているわけですから、これはきちっと取り消しをすべきじゃないですか。それを私はこう思ったとか、どう思ったとか、そういうことで議論をねじ曲げるのはやめてください。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ちょっと待って。

○8番（田中重忠君） さっきの、郵便局とは何回も話しましたという答弁、あれだってそんなことはこの前の議会では私は郵便局とは話し合いはしていませんと言ったんですからね。だからそういうふうに町長ね、もうちょっと答弁を重く考えてやってください。私は何も町長の揚げ足とろうとしてこういうこと言っているんじゃないです。ただ、町長がそういう問題で異議を申し立てて、本来の議論が空転してきてしまうんですよ。だからそれは困ると、そういうことで私、申し上げているんですから。これはやっぱり、ですから、今回の議会いいですよ。ただ、この次の議会までに、副町長、総務課長に、町長しっかりと会議録を見て、確認して、そして取り消してください。これ、間違いないですから。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） あのですね、会議録見るとか見ないとかじゃなくて、あなたの質問は、ちょうどあのときには平成7年の、私覚えているんです。平成7年の9月議会のいわゆる役場庁舎資金を宅造のほうに繰りかえで返すということの議論があって、その議会のときに私も一緒にいたということになったんだと思うんです、私。ですから、あなたと議会は一緒にやったことはありませんと言ったんでしょう。その後、いや、そうじゃなくて、執行と議会との、後になってからの話なんだと思うんです。だからそれは、私はあなたが言っているようなものの聞き方していません。私は議会議員と一緒にやると受けとめて、一緒にやったつもりはありません。何で首振るのか。私が言っているのは違うんだよ。だから、それは自分が納得いかないからそういう話になるでしょうが、私は間違ったり訂正したり、そんなことはありません。私は議会議員と一緒にやったことは平成7年の9月議会まではありませんと言っている。そういうふうに、あなたの質問悪いんだろうに。私はその時点で議会議員として一緒にやると言われれば、私はこんな答弁ならないんだよ。それが議場にいたのが誰と誰、俺がいなかったみたいな話に後からなったから、こういう話にずれ込んでいくんであって、こういう論争をやって果たして町政の進展や何かにつながるのかというと、私、非常に疑問にさえ思うんですが、議会だから答弁をいたしております。

以上です。

○8番（田中重忠君） 議長、答弁漏れ。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長は私の質問に対して答えていません。全く違う、私の質問の趣旨を否定するような話ばかりして、町長はこういうわけで間違った答弁をしたんだから取り消してくれというのが私の質問ですから。ですから町長は、取り消さない、取り消す、どっちかの答弁をきちっとして。

○議長（円谷忠吉君） 町長。

○町長（須藤一夫君） 私は間違っていないので、取り消しはいたしません。

○議長（円谷忠吉君） 次に質問順4、10番、角田勝君、（1）工場誘致など働く場の確保に全力を尽くすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 工場誘致など、働く場の確保に全力を尽くすべきという表題であります。

ご存じのように、私は、27年9月議会、29年3月議会、この問題で一般質問を行いました。残念ながら町内の会社が石川町へ移転するということが決まって、民報新聞に大きく報道され、全く残念でなりません。将来性のある約50人規模の会社が町外に行ってしまうとは、町や議会は何をやっているんだと、多くの町民から私もお叱りを受けました。経過を説明しましたが、結果的に努力が足りなかった、もっと真剣に深く考え、町も積極的に何としても町内に残って新しい工場を建ててほしいという働きかけが絶対的に足りなかったと今でも考えています。今後、このようなことを含め、働く場を確保するために全力を挙げなければならないのではないのでしょうか。

町長も機会あるごとに県などに働きかけているということですが、誘致方法として特に土地の問題は重要な鍵を握っています。浅川町はオーダーメイド方式、いわゆる進出したいという、そういう会社があればその会社と話し合っって条件を整え、この地域は、あるいはこういうところでこういうふうにとすることで説明しながら敷地を選定してもらい、そういう方式であります。ほかの町村は、工業団地をでっかくつくって半分以上も余しているなんていう、何年も何年も余している、進出しないという、そういう町村や、あるいは進出しても景気に左右されてそこからほかに移ったりやめていったと、こういう状況がありまして、私どもとしてもやはりオーダーメイド方式でやるのが正しいと私も町長と同じように考えています。

ただ、今度のことも考えると同時に今後のことを考えますと、このオーダーメイド方式でやるとしてもやはり、浅川町の工業団地、いわゆる指定区域が4つもあるわけでありまして、そういう意味ではこの地域のいわゆる工場を進出したいということがあればそういうところをくまなくあっせんするというか、話し合いをして決めていく、こういうことが大事だというふうに思うんです。

残念ながら町としては企業の方と一緒に現地調査をしながら場所まで一旦は決まりかけた。その後、騒音や排水の問題、こういうことで相手から、あそこではだめですという、そういうことになった経過も町長から答弁がありましたが、私は、確かにそれほどやはり町も同意まで、あらましの線まで行ったのに、最後というか、断られてしまうという、そういう、ある面ではショッキングな、そういうことがあったわけでありまして、だからといって、それで諦めてしまうというようなことがあっては私はないと思うんです。

町長は、教訓はどうなんだと言ったら、それは、信用することです、信用ですということを行いましたけれども、確かに企業はいろいろな1億や2億の投資をするわけでありまして、いろんな条件を見て、やっぱり、決まりかけたところでも首を縦に振らないということなども今後も出てくると思うんですね。しかしそういうときに、何としてもこの企業を浅川町から町外に移転してはならないと、何としてもこの50人に近い若者が、しかも将来性のある、あの民報新聞でもわかるように、そういう会社を何としてもこの浅川町にとどまっても

らおうと。企業の会長さんなんかもいわゆる、いや、できれば浅川町に土地を見つけてやっていきたいというふうには考えているという、そういう初めのころのそういう考えも私も聞きましたけれども、やっぱり諦めてはならないと思うんですね。ですから1回、骨折って、本当に町長らもそうまで思っていたのに何だ今さらというようなことで、その次の話をする、そういう気持ちさえ起きなかつた、そういう状況は私はある意味ではわかりますけれども、しかしそれは、やはり、繰り返すようですけれども、最後まで努力をするということではないでしょうか。

そこで、そのこととあわせて、このいわゆるオーダーメイド方式、この点を具体的にやっぱり詰めておく必要があるのではないかと、そういう指定区域内の、改めていろいろその地権者の方々ともいろいろ、こういう状況になったときにはぜひ協議をしてもらいたいとか、あるいは、その地域の地図を一定の指定の区域を公表するとか、さまざまな努力をして、今後そういう話が来たときに、あるいは進出したいという企業があったときにすぐにその土地をあっせんできるような、そういう話し合いができるような、そういう方向に持っていかなければならないのではないのかなと、こういうふう思うのでありますが、そういう具体的なことを含めて、1から4まで質問をいたします。

1つは、工場誘致などにもっと積極的に取り組んで働く場の確保をしてほしい。もっと積極的にということであります。

2つ目には、オーダーメイド方式による取り組みを具体化して、即対応できるように取り組むこと。例えば用地の確保や地域の指定、あるいは地域との協議、こういうことも含めて具体的に即対応できるようにしておくこと。

3つ目には、町内企業との連携を密にして、町外へ移転するようなことを絶対になくしてほしい。これは町長も経営者協議会などを通じて、商工会なども通じて、いろいろ話し合っ、例えば、大同信号の地域の排水の問題を何千万もかけてやるというようなことを今やっておりますけれども、こういうことも含めて、連携をして、もっと連携を密にしてほしいということであります。

4つ目には、いわゆる窓口の対応、役場内での対応、担当課任せにせず、これは今度の問題でも町長は担当課任せにはしなかったようであります。町長みずからも場所を選びいろいろ話し合いをしたということで、それは了としますが、やはりその後、その次のステップを踏むためには、担当課任せにせず、いわゆるそういう問題が起きればその……。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、もう少し簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） はい。担当課長が組織的なものを、例えば誘致の促進委員会とか、そういう即対応できる組織をつくって対応すべきではないのかということ、この4点であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

提言と反省点と進むべき方向等をご提言いただいておりますので、お答えいたします。

1点目と3点目につきましては、今後とも引き続き関係機関と連携し、情報収集等に努め、相談に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目のオーダーメイド方式については、土地所有者等が絡みますので、その都度今後の課題として対応を考えてまいりたいと考えております。

4点目につきましては、工場誘致に限らず、主体的対応、重要課題については各担当課が行いますが、困難な事業、事例の場合は課長会、必要に応じて庁舎内プロジェクトチーム等を設置して真摯に真剣に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の前向きな答弁がありまして、本当に企業はやっぱり投資をしてもうけるという、そういう目的を持っているわけでありますから、本当に億のお金を投資するということであれば、ここが悪い、あっちが悪いというそういうことはやっぱり複数回出てくると思うんですね。ぜひ、町長が言うとおりに、今後の問題として、プロジェクトチームあるいは集中的な組織、そういうもので即対応できる、そういうふうにしてやっていただきたい。

そこで具体的に、いわゆる浅川町の地域が指定区域の状況によって幾つもあるんですけども、1つは、私は町長も言う南工業団地、いわゆる農村工業導入指定地域で、1億近い金をかけて町道をつくった。町長の言うとおりに、ニッセイ工業だけであとはちょっと進出できない、そういう声もなかなか出ないと、こういうことで、前の対応のことについても町長述べておられますけれども、やっぱり具体的に、例えば今度の問題でも、あの南工業団地、こういうところで一体どうかと、こういうふうなことも企業の方ともぜひ話し合っ、現地を見てほしかったなど。同時に、やはり、それと準ずるような指定地域についてももっともっと深くできなかったのかなと、残念に思うわけであります。

ちょっと長くなりますけれども、あの関東精工のいわゆる埼玉紡績、サイボーの進出の際にはあの地域の地権者が幾度となく集まって、議会も埼玉紡績の本社まで、川口まで行って、いろいろ懇談をしたり話し合いをしたり申し入れをしたりしてきた経過を今思います。やはり、地域ぐるみ、町ぐるみ、そういう形がふれないと私は1町歩なり3町歩なり、そういう用地を確保することは至難のわざだと思えます。ですから、町がもう必死になって頑張ると同時に、地域にもそういう地域の方々にもおろして、そういう具体的な計画を明らかにしながら進めるべきではないのかなと、こういうふうに思います。

町長がプロジェクトチーム等をつくって対応したいと、こういうふうなことでありますので、ぜひ今後、このようなことのないように、しかも、浅川町に企業が誘致できるように、町長もなかなか容易でないという信条については町長も語っておりますので、そこを乗り越えてやっていただきたいと、そういうふうに、最後に町長の決心を、心構え、まあ決心というんですかね、改めて今言われました1から4の問題、了としますけれどもお聞きして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 前段の、移転といいますか、出る企業については、最初の目標である町にかなわず、条件がそろわないといいますか、経営ですから、条件がかなわず、何年もかかってやっとそれになえられるような経営者としての土地の選定ができたということだと思えます。ですから、それは、たとえ、近くの町ですが、行った場所での企業としての業績、今後の発展を私は願いたいと思っています。



あわせて、そのオーダーメイド方式とかあるいはプロジェクト、先般、11月28日には東京事務所にも行って、私の町の工業の実態等をお話しして、都会から福島県内、特に私どもの町に限らず、県南地方、特に石川地方5町村の中で誘致できるような企業があれば、事務所長に、あと担当事業部長にお願いをしてまいりました。なかなか福島県の出発地帯ということになると、一番補助金の有利な出発地帯12町村ならば、その行き先の業績はわからないけれども、手を挙げますよという、こういう説明を受けました。私どもの町は全くそういう該当にはなっておりません。そういうことを踏まえて、それでもいろいろ企業者というのは合縁奇縁ですから、この町ならいいなというようなものがあつたらひとつ、紹介を願いたいということで、5町村と一緒にお願いもしてまいりました。

反面、じゃあ、来ればいいのかというと、反面、こういう、うちに係る問題もあるんです。それはご承知だと思んですが、何度も町の経営者協会の皆さんと意見交換なり要望なりのお話をしています。そういう中で長い事業計画の中で、私どもの町に既存する立地企業の環境整備をどうするかと、企業経営がするにふさわしい環境をつくるにはどうするかというのは、行政として私たちの役割ですから、そういうものを前提に今から10年前からいわゆる大同信号工場地帯のいわゆる雨水対策、大雨が降るたびに土のうを積んでも事務所の中に流れ込むという、工場を訪問したときに、どの工場の責任者からも直訴されました。そういうものを踏まえてここに至って、今年度か来年度にはこの雨水対策が完成して、なお、本当に今までのような雨量があっても浸水することがないほどよく完備されて、しかも八紘園という公園を一つの貯水槽としての役割と放水の役割も一緒に担うという、考えてみると非常に利便がなかったという環境もありますが、そういうことをやった。そういうことあわせて、先般も経営者協会の経営者の皆さんと意見交換したんですが、その中で出てきたのは、今、私どもの町への経営者全てが、新規採用をお願いし募集しても、ほとんどないと。人が集まらないと。募集しても集まらないというこの実態に非常に苦慮しているようであります。

ある企業がベトナムからいわゆる労働者の派遣をお願いして採用をし、町の住宅で経営者が借りるといふことと宿舎を準備していただきたいということで手配をしました。ところが、どこでどういうふうになるのか、国が事情が変わっているのか、本来は11月にこの国に入って働かなきゃならないのが、期間が延びていつ来るかわからないというような状況になって、早いうちには2月ごろには来るのかなという状態の状況も続いております。だから、1つ、まちづくり、若者定住、あるいは企業誘致、活性化、そして地域が安全・安心、喜びにつくるというまちづくりは私どもの理想であり、願いであって、町民の願いでありますから、その根幹に向かってはどこにもぶれることなく頑張っていきたいなと思っているんですが、ただ、裏にある背景が、私どもが考えているようなとはかけ離れたものが現実にあるという、これまた直視をしないと、ただ空論法、空念仏だけでは前には進めないなという思いがあります。やっぱり今提言をいただいたように、例えば、企業が出ていくことを前提にしたり、あるいはあるという現実を見たときには、それに絶対おこびることのないようにしっかりと真剣に対応してまいりたいというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） （2）急傾斜危険地域の地すべり公共工事の取り組みをの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この急傾斜地すべり危険地域、こういう工事のいわゆる公共工事ですね、これ、もう、

ご存じのように浅川町でも松野入、山白石も数カ所、太田輪、かなりのところでこの公共工事をやっております、本当に地元の負担もなしにああいう大規模でしかも半永久的というか、かなり持久力の持つ、そういう工事をなされておまして、ぜひあの工事をほかの地域でもやってほしいなということがかねてから考えておまして、担当課にもいろいろ話をしてきたところであります。

あの当時は、10戸以上ないとだめだというふうなことであったそうではありますが、その後、数戸、5戸程度であればというふうなこともありまして、そういう、ぜひ、取り組みしてほしいということでもあります。

1つは、この工事状況の現況あるいは要望、そういう地域からの要望や役場の調査、こういうものによって現況はどういうふうになっておるのかということが1つ。

2つ目には、公共工事のいわゆる要件の緩和ということがあったようではありますが、この要件はどういうことなのか。あるいは緩和され、浅川町でも該当するようになった、そういう地域もあるということになってきたのかどうかという問題であります。

3つ目には、いわゆるその他の事業、治山事業や災害復旧工事等によって、住宅や納屋などのいわゆるこの工事、こういうものがあります。しかし、この危険等でもあるんですけれども、あるいはこう、微妙な宅地のそばであるというふうな箇所も今回の大雨で何カ所か崩れました。個人の方が未然に防止したいということで、前にあったときに土のうで三重ぐらい積んで、食いとめていた、こういうところも流された。そういうときに、役場でも来て見たそうでもありますけれども、災害のいわゆる公共工事、補助事業としては採択要件に入らないと、こういうふうなことでだめだったんだと。

そこで、私は、こういう小規模でしかもこのまま置くと大きな工事につながる、災害につながる、そういうところについての未然防止というんですかね、応急手当というんですかね、そういうものために町はやはり一定の工事をするとか、そういうことができないのかどうか。あるいは、そういう中で、資材の供給というんですかね、土のう袋やくい、こういうものの支給するから地域での多面的事業や中山間の中でぜひこういうことを取り組んでほしい、あるいは地域の協力してやっていただけないかというようなことができないのかどうか、ぜひそういうものも検討すべきではないのかということでもあります。

4つ目には、この今言ったような事業についてきちっと町が位置づけて、土のう袋やくいやその他の資材の支給、そういうことも含めて補助事業というふうなことを創設できないのかという、すべきではないのかと、検討してほしいということでもあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、県で調査された箇所は14カ所です。そのうち3カ所は実施されております。

2点目につきましては、人家がおおむね5戸以上で、採択基準を満たせば、県の単独事業で実施可能であります。

3点目につきましては、急傾斜地崩壊対策事業が崩壊を防止する事業となっております。

4点目につきましては、県の単独事業により取り組みがあることから、町単独の事業創設は考えてはおりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1番の現況という点であります。4カ所で3カ所は実施済みだと、こういうふうなことなんですけれども、それは、この採択、残り1カ所は要望して採択の要件をきちっとかなえているにもかかわらず、採択にならないんだと、こういうことを指すのでありますか。

それと、このほかにもいわゆる地域の要望や役場が見て、ちょっとこう、連檐に続かってはいないんですけども、1軒離れたり2軒離れたりしているけれども、危険地域がある、こういうところについてぜひ採択できるような、そういうふうに取り計らうことはできないのか、このことが現況の問題とあわせてお伺いしたい。

2つ目には、採択要件というのは、今町長言うように、昔から10戸から5戸程度になったということでありましてけれども、そのほかの要件は一体どういうことを指すのか。例えば、河川であれば幅何メートル、高さ何メートル、その後の決壊の状況が、予想がこういうふうだという、そういう採択要件、道路なんかも含めて、どういうことがあるのかということであります。

3つ目には、なかなかこういう、県とか災害の別な補助はあるんだけど、ということではあります。町単の補助事業は、県の事業があるので町としては考えていないということではあります。県の事業というのはどういう事業を指すのでありますか。と同時に、具体的に私提起しましたけれども、そういう工事資材、こういうものの供給、支給、こういうものを応急処置とあわせてやれるようなそういう仕組みをつくるべきだと思うんですが、その点についても詳しく説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、1点目にお話ありました、最初の部分がちょっと聞き取れなかったんですけれどもできる事業はないのかということなんです。まず、この急傾斜崩壊対策事業について、国庫補助事業と県単事業がございます。採択基準等ですが、国庫補助事業については、いろいろ採択要件ありますが、人家がおおむね10戸以上、公共施設等も含むものが国庫補助事業で対象になります。要件については移転適地がないことというような採択要件がございます。補助率については町負担分が事業費の1割で、残り9割を国と県が2分の1ずつ負担するというふうな内容になっています。

また、県単事業、これにつきましては、人家がおおむね5戸以上、同じく公共施設等も含んで5戸以上であれば県単事業としての取り組みが可能ということになっております。これについては倒壊等の著しい危険が及ぼすおそれがあるものというふうな定義になっていますので、採択要件等については国庫補助事業と県単事業それぞれに要件が、今説明したとおりその要件に合致すれば事業の採択になるということでございます。

それ以外に工事材料等の支給はどうかということで、現在、山白石地内の西今田地内において平成28年に指定になっている区域において、一部土砂崩壊しまして、宅地に土砂がかかったということで、そういう状況がありましたので、県のほうに速やかに連絡をしたところ、調査に来まして、人家がおおむね5戸以上あるということで今年度地質調査等を予算を計上して実施しているという状況であります。県単事業については、そのような状況が発生した場合には速やかに対応するというふうな連絡体制をとりながら対応しております。

西今田地内については今年度調査設計、来年度から予算等々によつての事業着手に入れるということで進め

ております。

工事材料等の支給等というような話もございまして、今言った西今田地内においても応急的なブルーシートとか土のう袋等々、一定程度は町のほうでも対応は可能かと思いますが、受益者の方が、みずから対応しているという状況もございまして、その辺の状況を勘案しながらできるものは対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 具体的に西今田の地域がそういう動きになっておる。本当に家の後ろの土手が崩れたと、そういう現場も私、見させてもらって、本当に急を要するなというふうに思っておりましたが、これは本当に朗報であります。よかったなというふうに思います。

今1から4までの問題でありますけれども、採択の基準が倒壊の、及ぼすおそれがあるものと、こういう、ある意味では5戸以上の県単なんかについても何ていうんですか、抽象的なそういうものなのかと思うんですけれども、倒壊なり地すべりがもう差し迫っていると、こういうもの、あるいは一部、そういうことが出てきていると、こういうことを指すのでありますか。私はぜひ、山白石にも数カ所、畑田にもありますね、あるいはそのほかの地域にも5戸ぐらいのそういうものであればあると思うんです。それは、今、崩れて、宅地になだれ込んでおるといふ、そういうものではないんですけれども、もう、危険が迫っているというのは明らかなどころがあると思うんです。ましてや、年寄りひとりの家庭なんかかふえたり、いろいろ状況が複雑になっているこういうところで、町はそのほかに調査したりあるいは見て、チェックしたり、そういうことはこの公共事業との関係でないのでありますか。あるいはほかの地域からの要望も今のところはないということなのでありますか。その現況。ないとすれば、やっぱり町は調査をして、こういうところも採択になるのではないかなというようにことで一覧表をつくって鋭意県や国に働きかけていく、そういうことも必要かというふうに思うんです。

それから、採択要件については、今言うようなことでありますが、被害が出なければ基本的にはだめというふうなことになるのか、そうではなくて、地すべり地帯の問題なんかについては、その未然に防ぐという、そういうことが大きなウエートを占めているのではないかなと、こう思うのでありますが、その点はどうでありましょうか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 田中君、何ですか。

○8番（田中重忠君） 議長において質問者の整理をしていただけてください。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、そういうことで簡潔にお願いします。

○10番（角田 勝君） そういうふうな作業については特に町がこの応急処置はいろいろしているんですね、例えば、宮下の神社の上のあたりなんかもやっているんですけれども、きちっとそういう仕組みをつくるというんですかね、地元の要望に基づいて、土のうやくいや、あるいは土なんかを運ぶぐらいのことも町が手伝う、手伝うというんですかね、やるというような仕組みをぜひつくってほしいと、こう思うのでありますがお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 1点目の採択の要件で抽象的であるということではありますが、あくまでも急傾斜地崩壊対策事業、国・県とも同じですけれども、急傾斜地の崩壊を防止する工事ということで、倒壊等著し被害を及ぼすおそれがあるものというふうな定義がございますので、全国の状況は把握しておりませんが、大規模な災害等々、そういう箇所は相当数あると思います。そういった中において亀裂なり前兆があるもの、そういったものについては速やかに連絡等を行いまして、事業の採択に向けた取り扱いをするという状況で進んでいるのが現状かなというふうに思いますので、その危険性があるものに対してはなかなか全てを掌握するまではいきませんが、急傾斜対策事業で先ほど答弁しました14カ所は以前に調査した箇所がございます。それとは別に現在については土砂災害の警戒区域及び特別警戒区域ということで、平成26年からそういった土砂、土石流の危険な箇所、急傾斜地なんかについては県のほうで調査をしまして、それらの区域の関係者、地権者に通知をしまして、説明会をしまして、土砂警戒区域とか特別警戒区域ということでその地域の方々に説明等をしております。そういった町内における警戒区域、及び特別警戒区域として26年度から指定をしまして現在29カ所、これらが指定になって、危険な区域については地域住民の方にも周知をしているというふうになっております。

29カ所の内訳としまして、土石流に対する警戒区域が14カ所、急傾斜に対する警戒区域が15カ所ということで、急傾斜地崩壊対策事業とは別に住民の安全確保の対策を図る上で、そういった土砂災害警戒区域及び特別警戒区域ということを決めまして、住民との説明会、そういった周知もしておりますので、そういった中において一定の対応はしているものというふうに捉えております。

また、土のうやくい等の準備ということでございますので、さまざまな災害に備えての土のう、詰めるためには土砂等、こういったものについて一定程度、町有地に確保はしてございます。また、土のう袋についても行政区要望等があれば一定程度の枚数については対応ができるような、そういった体制で可能なものについては準備をしているのが現状でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで1時まで昼食のため休憩とします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4、10番、角田勝君、（3）河川の堆砂除去と立木伐採を進めてほしい。県へ強く要請すべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） いわゆる私が指すのは、県指定の河川です。河川のいわゆる堆砂除去、それから河川

敷と思われるところに立木が太くなって立っておって、農地にも一定の被害を及ぼすと考えられる。こういうところの堆砂除去と立木伐採のことです。

1つは、堆砂除去は、方法として、県も状況を見ながらやってはいるんですけども、やり方の一つとして、いろいろ理由があるんだと思うんですけども、いわゆる堆砂、たまった砂、土砂を河川の内側、河川の堤防に近いようなところに積む、そして固めるような、そういう除去の方法も浅川町ではやられて、大雨になると砂がまたずっと流れて堆砂する、あるいは下流に土を持っていくと、こういうふうなことがあります、それはぜひそこから取り除く、ほかに取り除いてほしいという、そういう声が上がっております。このことについてであります。

2つ目は、今堆砂除去のこの要望、あるいは町が見て、これはやらなくちゃならないと、こういうふうなところがどういうふうになっておるのかということであります。何箇所あって、これらについてはこれこれこういう取り組み、県に対して要請をしているとか、その辺のことです。

3つ目は、私が一番現実にわかるのは、畑田川など、いわゆる農地に影響ある立木が年々大きくなって、太くなって、場所によっては直径200ぐらいの、約60センチ、そういう木なんかは何本もあるというような、そういう立木があるわけです。これはぜひ、地域の多面的事業でなんていう話で、ちょっと現物というか現地を見たりしたんですが、やっぱりこれは河川のある意味では危険なところにある、崩れやすいという急なところにあたりして、きちっと県で対応してほしいと、こういう声が出まして、強く県に要請して早急にやってほしいと、こういうことあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目につきましては、現在取り組んでおります工法は、堆砂しているものを除去し、河川敷外へ残土として処分をいたしております。

2点目につきましては、県管理の河川では、社川及び殿川において、毎年県への文書にして要望しておりますし、先般、直接県に陳情要望もいたしております。

3点目につきましては、町管理の畑田川では、一部の区域で自生している立木はありますが、直ちに農地へ影響するものではないものと判断しておりますが、なお、かぶっていない河川敷地以外の土地も、ある地権者によっては、強い要求を受けて、とてもじゃないが行政とか県とかが手入れすべきでない樹木までちゃんと切れと、こういうこともありますので、その辺のすみ分けを、どこまで邪魔でどこまでいいかは微妙な問題を含んでいますので、片や切る、片方は切らない、トラブルが出るようなことはあってはならない。非常に強い方もおりますし、これらの整合性を考えて、よく事実としてかぶるということであれば、なお真剣に調査をしての作業になるかなという思いであります。ここの場所だという固定の場所の指摘があれば、またそれはそれとして検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今のやり方では、河川の外に、そばに積んだり、ずっと河川の堰堤のそばにぎゅっと積んでおくというような、そういう方法はやっていないと、こういうことありますか。

となると、社川のあの合流する地点の堆砂除去が、その場ではそのときだけだったのかどうか。河川の内側に積んで、ずっと置いたことがあるんです、実際。そうすると、雨降ってぱっと流れると近辺の農地へも行くし、あるいは今言うように、またそこに砂がもとに戻ってしまうような、そういうことが現にあったものですから、だから、町長が今言われたように、河川外に出しているということであれば問題ないんですけども、ぜひそういう方向、きちんと取り組んでほしいなというふうに思います。わかりました。

2番目は、毎年これ要望しているんだということですが、現状としてはどういう箇所があって、どことどことどこというふうなことの要望の箇所として聞かれておるのかなというふうに思いますが、お伺いしたいと思います。そして、それらについて、県は予算がなかなかつかないんだと。例えば河川の草刈りなんかも、もうもとのような予算がつかなくて大変なんだというふうなことを担当係の人が話していましたが、やっぱりそういう状況から、なかなか要請してもできないという、こういう状況なのでありますか。その辺のことを、箇所とそういう状況をもう一度ご答弁願いたい。

3つ目の農地の影響ということですが、確かにいろいろ、中には、その木を切って、土手が崩れちゃったらどうするんだなんていう、そういう声も確かにあると思うんですが、現地をやっぱり見て、ぜひ町が土木事務所、あるいはそういう要請があった場所なんかについては調査をしてほしいなと。

私は、この畑田川の農地というのの具体的なところは下流、殿川に合流するずっとそれよりも100メートルぐらい上のほうに急な傾斜があって、すぐ水田の排水路がある、そのところなんです。今牛小屋を建てている人がいますけれども、あそこからちょっと50メートルぐらい上流に行った急なところなんです。そのところの近くの立木は大きくなっています。

それから上流も、県道の下、ちょうどコムロ電設さんの斜め下のほうのところにも大きな木があります。これは農地に直接、ここは被害がないと思うんですが、やっぱりいろいろな状況からすると、そういう大きな木は余り大きくならないうちに切って片づけておいてほしいなと、こういうふうに思うのでありますが、その点。

そして、また畑田の上流なんかについても、それらの点が見受けられるのではないのかなというふうに思うんですが、私が指摘したそれ以外にも、こういう例があるのではないかなと、こう思うんですが、その点なんかも、町が調査してやってほしいなというふうに思うんですが、そういう状況であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） まず、1点目ですが、河川としての撤去ですけれども、社川と殿川の合流箇所につきましては、一昨年度県のほうで実施をしました。あれについて、一定の計画河川の箇所がありますので、その箇所よりも洗堀された部分に堆積している土砂を流用土として洗堀をして対応したということです、そういった場所については、積みブロックしている基礎部分がむき出しになっているという状態で、河川箇所が洗堀されたところに流用土として対策を講じたというのが河川、社川の合流地点でやった工法がそういうものでありまして、決して目的がないのではなくて、そういう目的を持ってやった関係上そういうふうな工法になったということでございます。

また、町の河川については、そういう箇所は今のところございませんで、どちらかという上流からの土砂

が堆積しているということで、河川管理の土砂については全て取り除いて、河川敷以外に残土として処理しているという状況です。本年度については、小野久保地内で170メートル、関沢地内で200メートルと、約400メートル近くの河川土砂の撤去をしたという状況でございます。

2番目の県のほうに対する要望ですが、社川と殿川それぞれに一定の区間について、堆積する土砂について位置図と文書を持って毎年県のほうに要望しております。殿川につきましては、上流分が堆積土砂がひどいものですから、昨年度より予算の範囲内において土砂撤去をしていると。これについては地区外に搬出ということで対応しております。県のほうにおいても、引き続き土砂撤去をするということで確認しておりますので、一定程度は進捗は進むのかなというふうに判断します。

3点目の農地への影響ですが、東大畑地区内の畑田川、これについては町管理の河川ですので、県に要望すべき内容ではございませんので、町のほうが調査及び管理をすべきものというふうなものでございます。今話がありましたように、立木についてですが、河川管理上支障となっている立木等が発生した場合には、河川パトロールも年に数回程度、堆砂除去の調査を含めて立木等についても調査しております。町長説明にありましたように、支障となる箇所については関係者、地権者等もある場合には連絡をとり合いながら、河川管理上支障のないように立木の伐採をしているものでございます。今話がありました東大畑地区内の畑田川の下流部分の立木については、確認はしておりますが、直ちに河川管理上立木の伐採が必要だというふうには判断できませんので、現状で推移を見守るというふうなことになるかと思えます。ただ、農地への影響ということがあるとすれば、それについてはまた別な観点で調査、検討が必要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 山白石のあの宮下地区、神社の下のほうですけれども、あそこもぜひ堆砂除去してほしいなという、そういう声がありました。現地をぜひ見てもらえればというふうに思います。岡田春男さんの下のほうだと思います。もっと下になってしまうと傾斜が急で大きな石がごろごろしていますから、そういうことはないんですけども、あの前あたりが堆砂があると。やってもらえればという要望がありますので、ぜひお願いしたいなと、調査をしてほしいということでもあります。同時に、畑田川については、ぜひ今、指摘箇所について農地への被害、現地を調査したいということでもありますので、もう被ってどうしようもないというような状況ではないんですけども、現地を見て、ひとつ対策を講じてほしいというふうに思います。

ですから、そういう箇所、私もずっと殿川なら殿川の上から下まで見ているわけでありませぬので、何か所かはああい箇所があるのかなというふうに思いますので、ぜひ町内の、特に農地の被害あるいは交通の障害、こういうものを取り除くためには巡回、そういうものも小こまめにやっていただきたいというふうに思います。

特に、これから雪が降って、竹やぶなんかが一番多いんですけども、若木が道路に倒れたりしなったり、そういうときに交通事故なんか起きては大変ですので、その辺は現場を管理する建設課なんかが本当にこれから大変だと思うんですけども、頑張してほしいなというふうに思います。そんなことについても、ひとつ現地調査をお願いしたいというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今ありましたのは山白石地内、宮下地内についての河川土砂が堆積していると



いう状況は、一定程度は把握しております。毎年度、堆積土砂の度合いによりましてそういった箇所を優先に実施しておりますので、今年度はもう2カ所実施しましたので、来年度以降、そういった箇所については調査をしながら、対応すべきものは対応するという方向で、現地も調査して対応したいというふうに考えております。

また、2点目の畑田川の件ですが、河川パトロール、道路パトロールも含めて道路河川の管理形態、これに適正に対応しまして、管理上支障のないように十分対策を講じてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）町内空き家への対応を進め、町活性化に役立たせられるようにすべきではないかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 空き家の問題は、この議会でも何人かの方々からいろんな提案や質疑がなされております。私も何回かやったんですけども、1つは空き家への対応という点で、空き家バンクに登録をして、そして町は実態を把握しました。そういう中で、いわゆる数の点でもありましたけれども、122軒があって、そのうち26戸を除けば、これはちょっと擁護できないしというふうないろいろな状況で148軒。そのうち、また使用不可能なのは92軒。そして、空き家バンクに登録をして運用を上げる、こういうふうなことであって、中には10軒ほど、条件が合えば貸してもいいという、そういう方もいらっしゃる。こういうふうなことが町の今までの議会での答弁でわかっているんですが、その後、この空き家バンクの活用、こういうものについてどういうふうになっているのかということで、5つほどお伺いします。

1つは、調査したり、バンクに登録したその後の取り組みはどういうふうになっておるのかということであります。

2つ目には、再利用可能な空き家への取り組み、特に、町外からいわゆる町はいろいろ情報を発信して、そういう希望の方があればぜひ来てもらう、空き家を利用してもらうと、こういうふうな取り組みをやるということをしていましたけれども、これらについてはどうなのでしょう。

それから、3番目には、この地方創生事業で取り組む地域活性化の一つとして、農産物の加工所づくりをして拠点をつくるんだというような話が前総務課長の説明にありました。その際に、利用できれば空き家の利用、こういうこともできないのかどうか、この辺の状況はどういうふうに今になっておるのかということでもあります。

4つ目には、いわゆる地域のサロンのようなセンターに、この空き家を利用してみんなが集まっているいろいろ談笑したり、食事をしたりできるセンターの役割を果たす、そういうことを取り組んではどうかと思うのでありますが、その点であります。

それから最後に、5つ目には石川町の取り組み、私よく調査をしてはいないんですけども、新聞に細かく出ます。石川は、合併した各もとの町村、地域、そういうところに地域センターをつくって、そしてあそこには常駐する職員もいるやに伺ったんですけども、例えば沢田、中谷、山橋とか母畑、特に中谷の事例なんかはよく新聞に載るんです。本当に3日に1回ぐらい載って、これこれこういう事業をやっているとかというふうな、そういうものが載るんですけども、浅川町も、先ほど言ったようないろいろな空き家の利用なんかも

含めて地域の中でのセンターづくり、そういうものをつくって、そこからいろいろ、この地域センターのきずなを強めていくとか、そこでのいろいろな論議が町政にも反映するというような、そういうものとしてできないのかなというふうに考えるのでありますが、その点であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目、2点目につきましては、町内の空き家を有効活用し、地域の活性化を図ることを目的に、空き家バンク事業を進めております。登録を希望する所有者からの申し込みを受け、空き家情報を町のホームページ等で公開し、利用を希望する人に対して紹介を行うこととしております。現在は希望者からの申し込みはございません。

3点目につきましては、地方創生事業の準備会において、旧山白石保育所の活用を検討しているため、一般の空き家は考えてはおりません。

4点目、5点目につきましては、個人所有の住宅のため現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ホームページに出して、今のところは希望がないんだと、こういうことではありますが、そういう専門紙あるいは業界というか、そういうところとの接触、情報を入れるとか、そういう取り組みは今のところやっていないのでありますか。これは1、2の問題でありますけれども、その点であります。

それから、このセンターづくりという点では今初めて知りましたが、この山白石の保育所の利用、これは山白石地域のセンター的な、サロンのような、そういうところに活用するべくいろいろ準備をしているんだというふうに私は受けとめたんでありますが、地元でもあの近辺の集会所、そういうところの問題が話として出ているようであります。ただ、山白石の保育所はとても規模が大きくて、管理できるような、そういうところではないと。現在のところも老朽化しているし、できるなら校長住宅なんかを直してもらって、そしてこの集会所的なものにしたいなという、そういう話なんかも聞きましたけれども、こういうことをきちっと受けとめて、やっぱり地域地域に、山白石なら山白石に1カ所というんじゃなくて、もっと空き家があるわけありますから、活用できるような、そういうふうに企画してやってはどうかと、こういうふうに思うんであります。

その際に、これはいわゆるリフォームの費用なんかも県が190万円まで出すというふうな、これは新聞の折り込みか何かだったのか、出ているんですけども、いわゆる放射能の被害地域とかいろいろありますけれども、②に、県外から浅川町に移住され、かつ福島県に移住され、かつ住民票を移動される方、1年以上定住する必要がありますというふうな補助対象者がいるようであります。だから、190万円まで、例えば空き家のリフォームについては県も補助をするという制度もあるということなんかも情報としてやっぱり流して、いろいろ活用するべきではないのかなというふうに思うんでありますが、もう既にそういうことはやっているんだと、こういうことではあります、その辺お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 1点目にありましたホームページに希望者の情報をという話でございましたけれども、先ほど町長答弁のほうでありましたように、登録を希望する所有者からの申し込みは現在のところ受けていないということで、以前に空き家調査をしました。その際に、空き家バンク登録希望者という方がありました。7名の方があつたわけでございますけれども、その方々に案内を差し上げています。その方々からは、まだ登録の申し込みには至っていないという状況でございます。

また、リフォーム関係でございますけれども、これにつきましては、町のほうでも空き家改修支援事業補助金交付要綱ということで作成をしております。これらに基づいて、2分の1の額で出すということで、子育てを行う移住者については補助金額が150万まで、その他の方については100万までを上限として出すということで、交付要綱の制定もしているところでございます。

また、空き家バンクのお知らせについては広報にも掲載し、町のホームページのほうにもそれらの掲載はしているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1つありました山白石の集会所の利用について、元保育所では広過ぎるというような話もありました、今。

それは、実は山白石3区の区長さんから最近、あそこでは広くてだめだということで、学校統合後の校長住宅をひとつお願いしたいという要望が出てまいりました。条件として、利用するには町は一切修理も何もやらなくて結構ですと。地元で全て水回りも何もきちっとやりますと。だから、校長住宅さえ使用の許可があれば、私のほうが管理して使用させていただきたい旨の要望がありましたので、はっきりします、その旨を地域の皆さん方に利用していただくようお願いをしたいなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先ほど言ったのはそのことについてでありますけれども、今町長からありましたように、校長住宅の使用について大丈夫だというようなことを許可したというか、そういうことを話したということで、これはよかったです。特に、修理もするのはなくてあれなんだというふうなことだったというんですけれども、何か水回りが壊れてどうのこうのとあつたんですけれども、じゃ、それは地元で対応して直すと、こういうことになったのかなと思います。地元がそういう使用の要望の中でオーケーだということであれば、ぜひよかったなというふうに思います。

ただ、私が思うのには、この空き家の問題についてはやっぱりるる情報を発信する、そういう方法をもっと、私もどういうふうにしたらいいのかなというのばつとは浮かばないんですけれども、いわゆる専門の業界紙、専門の雑誌とか空き家の関連した情報紙、そういうものがあると思うんです。そういうものなんかも、そんなに高くないでしょうから、積極的に利用して、情報を発信してはどうかと、こういうふうに思います。

7件の登録バンクの申し込みはあつただけけれども、その後いわゆる貸してもいいよという、そういう申し込みはないということですか、課長から説明のあつたのは、いわゆるバンクに登録するそういう方、使用できるそういうものは7人いたただけけれども、貸してもいいという、そういうところまでの申し込みはないと、こういうことなんですか。だとすれば、私は、貸してもよろしいという人の話も前にもしましたけれども、そう

いう人たちに町は積極的にアプローチする必要があるのではないかと、こう思うんですが、どうなのでしょう  
か。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど申し上げたとおり7名の方が希望しておりました。7名の方に、登録申し込みについていかがですかということで最終的に文書を出しております。文書についてはまだ返ってきていないと、まだ本人が希望していないということで、これが、希望があれば町のホームページなりに掲載し、情報を皆さんに開示をしたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）学校給食での地産地消、地元商店利用の状況はどうなっていますかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 学校給食での地産地消、地元の利用、こういう問題です。

1番目には、町内産の食材利用状況は以前から取り組まれていましたけれども、現在どういうふうになっておるのかということでもあります。これは、特に野菜なんかは農協がその任に当たって、給食に出荷する人たちのそういうところから集荷していたわけですが、年々そういう野菜づくりをやめる人が多くなって、地元でも非常に少なくなりました。そういう状況の中で、こういう地元の利用というはどうなっているのかという点であります。

それから、現在地元でとれる野菜や米、その他のものは、1ともかぶさりますけれども、どういふ変化があつて、どういふふうになっているのかということでもあります。

3つ目には、地元商店からの納品状況というのはどういふふうになっているのかなど。例えば、肉であれば地元の肉屋さんから、あるいはその他のものであれば地元の商店からというふうにはなっておりましたけれども、実際はもう商店も非常に少なくなつてきておりますし、その辺の問題も含めて、どういふ納品なり利用の状況なのかということでもあります。そして、できるならば地元の利用を図ってほしいということでもあります。

4番目には、こういう状況の中で今、学校給食での地産地消、地元利用の問題、この問題となっていることは何があるんでしょうかと、こういうことで率直な疑問であります。

それから、5番目に、地元利用をふやして町内農家や商店の活性化を図ってほしいという願いを持っております。限られた商店や限られた状況があるとは思つておりますが、そういう願い、そういうものに町はどういふふうに対応しているのかなということでもあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 学校給食関係で具体的な理由とありますので、教育担当課からお答えいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

1点目、2点目につきましては、現在も米、野菜等を中心に浅川町産のものを使用しております。

3点目につきましては、町商工会を経由した町内商店等やJAを中心に納品していただいております。

4点目につきましては、現在は特に問題はありませんが、町内において野菜を生産、納入していただいている方々が高齢化してきており、今後も安定した生産量が賄えるかという懸念はあります。

5点目につきましては、今後も地元食材を最優先に利用したいと考え、生産農家や町商工会、JAと引き続き連携をしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 教育長の答弁がありましたので教育長にお尋ねしたいんですけども、今割合はどういうふうになっておりますか。例えば野菜であれば、浅川町での地元の野菜は使用の割合というのはどういうふうになっているのか。それは、野菜ごとにいろいろあると思うけれども、総じてどういうふうな数字なのかということであります。

それから、商店の納品状況、これは今こういう形で地元の商店が納品しているという、そういう店は何軒くらいあるんですか。そして、足りないものについてはJAがそれを補って納品しているんだと、こういうことになるのかなと思うんですが、そういうことがどのくらいあるのかということでもあります。

それから、4番目の問題となっていることについては、今教育長が述べたように野菜の安定供給、地元産の、こういうことが生産者の高齢化やいろいろな状況で、安定数量を確保するのが今やっぱり大変なんだという、そういう説明がありました。これは本当に思うんですが、農協が最終的には責任を持ってやるということではありますが、私もこの野菜の供給の一員となってやったことがあるんですけども、やはり年とともにやれないということで、組織から抜けまして、今本当に少なくなっていると思います。

ですから、地元の野菜をやっぱり安定的に確保するそういう方策を、もう今供給している人を含めていろいろ農協なんかが中心となって検討をして、安定供給できるような作付から計画栽培するような、そういう仕組みをぜひつくり上げてほしい。例えば、タマネギとかニンジンとかジャガイモなんていうのは1年中あるぐらいなんです。だから、そういう安定供給の組織づくりをきちっとやってほしいなど、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

1点目ですが、割合につきましては、野菜全般でいきますと、先月現在では60%は町産の野菜を使用しております。

2点目につきましては、納品状況ですが、町の商工会経由で、町内につきましては3カ所のお店で納入をいただいております。

また、農協経由では野菜の生産者がお二方いらっしゃいます。今答弁しましたのが3点目です。

4点目、5点目なんですが、野菜につきましては農協経由で納入していただいておりますが、生産農家が、先ほど言いましたように高齢化しております。これから生産農家の拡大を模索しているところなんですが、ぜひ若手の方にご協力いただいて、実際町の給食に納入していただければとJAと引き続き協議したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 実態はそういうふうなんだということで、苦勞していると思います、給食のいろいろな、こういう関係する方々が。特に野菜なんかは、価格は安定しているんです。そんなに高くはないんですけども、安定した価格できちんと納めればいいんですけども、やっぱり時間的に、毎朝毎朝時間が限られて、数量がこのぐらいということで、手間、そういうことをやる、商品として出す、そういう農家の方々も本当にある意味では大変だと思うんですが、今課長が言うように、やっぱりJAが音頭を取って、今野菜をつくっている、関連している人は2人だと、こういうふうな状況ではなくて、2人と言ってもキュウリとかトマトとか、その都度そういう栽培している人はいますから、そちらのほうからもそれは入っているのは入っていると思うんですけども、きちんとした組織化をそういう2人の方を含めて具体的に今進めるべき、構築するときに来ているのではないかと、こういうふう思うんです。その点、どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 今の件ですが、引き続き農協の担当者と協議をしまして、議員さんおっしゃるとおりに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）高校生などの通学費助成事業の実施をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） これは前に6月の議会でも質問しております。そういう中で町長は、押しなべて実施するというのは、いろいろ通っているところも違ったり、さまざまな状況があるのでちょっと考えてはいないけれども、経済的に困難なそういう家庭については検討したいなど、ぜひ実現したいなど、こういう答弁をしております。ぜひ、私は通学者全員に該当するような助成を、事業を実施してほしいと思うんですが、その辺のことについてお伺いします。

1つは、町内には高校や中学卒で専門学校、こういうものはありません。100%通学経費がかかります。ぜひ町からの助成をすべきではないか。他町村でも実施しております。例えば管内の平田村は、1人当たり月5,000円。これは経済的なもの、そういうものも関係なしに、いわゆる全員にこの通学費の助成をしているそうであります。管内でももう始まっている、こういう町村の経験なんかも生かしてもらって、ぜひ実施してほしい、来年の予算の中に組み入れてほしいというふう思うわけであります。

やはり2つ目には、財政的なものは一体どうなるのかと。これは、郡山ならば1万400円の定期でありますけれども、それぞれ違いますので、どのぐらいになるのかという算出もなかなか難しいんだと私は思います。実際にはできないというふうなものなのかとは思いますが、ただ、途中から学校のバスが来るとか、いろいろ事情も違います。平田では、総額にして65人というふうに見て、年間390万、400万足らずでこの1人当たり月5,000円の通学費を助成することができておるということでもあります。浅川町に、例えば押しなべて5万ということであれば、これは、浅川町は10人ほど、77人という卒業生ということになれば462万と、こういう金額であります。

ですから、町長が言うように、経済的に困難な方というのもわかりますが、そのとおりだと思うんですが、なかなかその辺の割り出し方や金額の割り出し、こういうものについては難しいんだと思うんです。ですから、実施するのであれば、平田村のような形で全員に通学費を助成するという、そういうものをぜひ検討してほしいなど。特に来年度の予算に向けてお願いしたいというふうに思うのであります。

なお、平田村では、さらに中学校に入学するときに、通学バスはあるんだけど、部活で遅くなったりするからということで、自転車の購入代として1人5万円を支給しているそうであります。そういうこともつけ加えて、1、2、3のことについて伺います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

前回と違って専門学校という文言が入ってきましたので、改めてお答えをしたいと思っております。

まず、1点目につきましては、高校への通学方法はまさに生徒そのものさまざまでありまして、自動車を利用した通学や、あるいは家庭での送迎があったり、またバス乗り場等々の送迎があったり、通学の形態がさまざまであります。また、専門学校につきましては、自宅からの通学や、あるいは遠距離のため学校近くのアパート等に下宿をするという違いもまたさまざまでありまして、公平という原則の中から考えると、現在のところは、通学費の助成はかなり、平均値を求めてやるということは難しいと思っておりますので、実行の可能性は極めて低いと思っております。

それから、2点目につきましては、各方面の学校に通学していることから、みんな料金が別々でありまして、金額の算定は一人一人の申告がない限りは難しいということであります。

3点目につきましては、1点目でも申し上げましたとおりいろいろな状況があることから、現在のところは考えておりません。ただ、今国の政策で問題になっております私学振興、あるいは私学の生徒に対する所得割合の中での無償化等大きな問題が来年度予算で、ほぼきのう、きょうあたりのニュース等を拝見しますと、この私学に対する学費の援助、助成については、成立の可能性は強いのかなというような状況であると思います。だから、そういうものも、子どもも国の政策あるいは国の施策を見定めながらその前に進めていくことが、現時点の中では支給も基本的な原則の枠組みができて、あるいは受けられる生徒、保護者に不公平感がないような、そういう仕組みができるのかなと思っておりますので、今、町単独でこの助成を決定しますということにはならないと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 何か町長の答弁を聞いていると、私は、町長の決断というか考え方を聞いているんですけども、いろいろなことを考えればそういうふうにならない、ならないというよりもできないんだと、私はやらないんだと、こういうふうなことになるのかなと思うんですが、町長言うとおりでと思います。例えば実質的に交通費限定すれば、千差万別だと思うんです。77人の中の何人かは途中までバスで行ったり、自転車で通う子供もいるとか、いろいろあると思うんです。ただ、そういうものを考えても、押しなべてやっぱり平田のような形で一定の金額を助成していくというのが、最大公約数ではないのかなと思います。

最後に、町長は、国の教育の無料化などのさまざまな支援策、そういうものは今打ち出されてきていると。

そういうものも勘案しながら、見ながら、状況を見て対応をしていければ、不公平感もなくなるのではないだろうか、こういうふうなことでありました。私もそのとおりだとは思っています。

ただ、逆に言うと、今そういう形で国・県でいわゆる教育の無料化に、教育費の軽減に向かっていろいろ具体的に出てきて、来年の予算には高校の、私立学校の授業の無料化とかさまざまなものが出てくると思うんです。いろいろなそういうことが出てくれば、町長が言われるように、町の負担もそれなりにやっぱり軽くなる面が出てくると思います。そうなればなおさら、町は単独でもこういう事業を起こして子育て支援をさらに強める、そういう町づくりに役立ててほしいなど。どうぞ来年の予算編成、もういろいろ始まっているんだと思うんですけれども、工夫をして取り入れてほしいと、こう思うのでありますが、最後にその点だけ聞いて終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 財政的な予算計上よりも難しいのは、基礎をどこに置いてどうつくるかという、そのつくり方のほうが難しいと思うんです。というのは、やはり必ず不公平が出てきますので、不公平じゃなくて、補助金なり交通費を受けられるみんなが、ああなるほどなど、こういう基準で私は幾らなんだという基礎づくりがきちっとしないうちには、私はこの交通費の助成というのは難しいなと思っていますので、予算措置に上げる以前の問題として、どういう基礎をつくるかということに尽きるんだと思うんです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、9番、上野信直君、（1）がん検診の有料化は来年度からやめよという議会の意思にどう応えるのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町は今年度、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、乳がん検診の4種類のがん検診に受診したらそれぞれ500円を払わなければならない有料化を議会に一言の話もなく実施をしました。500円ずつの自己負担を知って、ことしは受診しなかった人もいます。健診会場に集まった人たちの中でも、なぜ取るようになったのか、取らなくてもやれるだろうという疑問の声や、介護保険料を引かれて、少ない年金から1,500円払ったら生活が容易でない、もとに戻してもらいたいと、そういう批判の声が強かったと聞いております。

なぜ突然有料化したのか。9月議会とその後の議会全員協議会で町は理由を説明しましたが、全く納得できるものではありません。有料化は来年度からはやめ、受診率の向上を図って町民の健康を守り、もって医療費を抑制する施策に戻すべきであります。その観点から、次の4点について伺います。

1点目です。10月12日に開かれた議会全員協議会で、発言した5人の議員全員の意見は、有料化したがん検診を来年度からはもとのように無料にすべきというものでありました。有料化を支持する意見は一切ありませんでした。町民の代表機関である議会の意思は明確であります。これにどう応えるのか、考えを伺います。

2点目です。有料化した理由が変遷しながらも、最後は持続可能な健診にするためとされました。ということは、有料化しなければ健診事業が続けられない状況にあったということでもあります。なぜそのような大事なことが議会に何も説明されてこなかったのでしょうか。説明する機会は何度もあったはずであります。説明しなかった理由を伺います。



3点目です。有料化すれば町の負担は幾ら減るから持続可能と判断したのか。全員協議会でも再三問われましたが、最後まで答弁はありませんでした。その金額を明らかにしていただきたいと思います。

4点目です。浅川町は吉田富三博士を生んだ町として、がん検診は全て無料で行ってきました。早期発見、早期治療で、がんでは死なない町づくり、それが浅川町の特徴ある町づくりの一つでありました。これを全くひっくり返すがん検診の有料化が一体どこでどのように決まっていたのか、事実経過を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目、みずからの健康を守るために、みずから行動する人をふやしていくことと効果的な検査方法や施設健診を継続することで、病気の早期発見、治療に結びつけていくためにも、継続をしていく考えです。

2点目、費用の一部負担をいただき、適正に健診を受ける体制を構築していく、これが持続可能な健診のあり方であると考えております。

3点目、がん検診に対しては、乳がん検診など終了していない検診もありますが、特定健診も合わせて、かかる費用は2,112万4,000円、自己負担は190万1,000円、約9%の費用をご負担いただいております。

4点目、吉田博士の生誕の地として、町民への健診の利便性を図り、がん検診の受診機会をふやすことができるようになったことで、少しでも町内からがんで苦しむ方が少なくなるように施設健診の導入を図ること、あわせて一部負担についても、29年度の予算編成時から検討をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、数字を確認したいんですけども、私の質問の3点目について。自己負担で町に入る自己負担分の総額は190万円だということによろしいですか。それは確認したいと思います。間違っていたらお答えください。

それで、この190万円がどうしても必要なんですか、維持していくために。健診制度を続けていくためには、この140万円の負担をお願いしなくちゃならないんですか。そんな金額ではないじゃありませんか。健診制度が揺らぐような金額じゃないでしょう、これ190万円ぐらい。

言っていることが何か小ざかしいんです、話が、説明が。健診制度を維持するため、よっぽど危機的な状況かと思ったら何ですか、190万円の収入が入るというだけの話じゃないですか。維持できないような状況じゃないでしょう、これ。それで、健診の機会をふやすためだと。各医療機関で受けられるようにする。これは前向きで大いに結構です。だけれども、有料化することで受けられなくなる方も出てくるんです。実際いるんです。そのことをどのように捉えているんですか。

190万円ぐらいだったらばどうにでもなる、町の予算の中ではどうにでもなる。それを回して、受けられなくなるような人が出ないような対応をして無料化を継続する、これが当然の話じゃないんですか。そういう考えから、この間の10月の議会全員協議会でも、発言された議員全員、もとに戻すべきだと、こういうふうに言ったんです。この議会の意思をもっと真剣に受けとめていただきたい。今の町の説明を聞いて、いや、今度の有料化はそういうことなのか、やむを得ないかと納得する町民は一人としていないというふうには私はいますけれども、再度町長のほうから認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 自己負担を徴収する理由は幾つかありますが、まず1つは、自分の健康は自分で守るといふ、そういう意識の向上。そして、平成12年度より無料としていましたが、受診率はその後も、無料でも変化はしていないと。健診受診率が高いんですが、精密検査の受診率は低い。

なぜか。多くの方が精密検査を受診してくれていますが、3回以上受診を勧めても受けない。勧め方によって、今度引っかけたら次に受けると。面倒くさい、あるいは毎年精密検査やって結果が出ても、体調には変わりはないと。来年も健診を受けているような認識はないということであって、健診会場よりも医療機関同様の検査をしても、その病気で治療しても、無料だから受けるという声を直接捉えることはない。

だから、毎年何年も説明をしてきたという現場の皆さんには、自己負担があっても、がん検診や受診率が上昇している、あるいは減る、そういうふうな増加にはなっていない。結果的に、自分の健康は自分で守るんだという意識が高まってきている中で、さらにしたいときに、自分の健康を守りながら平均寿命を上げていくということになるんだろうと思っています。

それで、今納められないのでかからなかった人もあるということですが、今がん検診、乳がん検診等は終わったのかな、日にち的に。だから、そういう中で、私も直接受けたほかの方、何人か会って、話しされました。その中では、今まで無料だったのに500円かかったんだわねという生の声もありました。だから、私は、500円大変だねと。500円あったら受けないかいと言ったら、いや、自分の体だから自分では受けますと。そして、その結果要検査が出たら、違う病院にちゃんと紹介してもらって、早期発見でやりたいと思っていますから、別に料金は取られたからといって受けないようなことはありませんということなんです。だから、全ての人が、有料になったから私はやめましたということにはなかなかならないと思っています。

ですから、私はいろんな意見はあると思うんです。ただ、ただが一番いいんですが、だからこれを結局たった190万か幾らのものを保険料として、保険料の足しとして、たかが知れているんじゃないかと言われればそういうことだと思うんです。しかし、それだけじゃなくて自己意識、自分の体はたった1万4,000円、全部やればかかるんだけど、500円か1,500円で済んで、あとの9割が町とかあれが持ってくれているんだねということを理解していただければいいんだと思うんです。

ただ、じゃ健診を受ける人が全て有料かと。それはやらないですから。年齢制限の74歳以下とか40歳以上とか、あるいは後期高齢とかそういう方々には健診料は入っておりませんで、私は実際何十人、何百人、数字は29年度の予算査定の1月の時点で既にこの問題は担当課から出ておりますので、それらを踏まえて予算措置をして当初予算に上げて、健康カレンダーに載せて、そして広報等々で周知徹底をしたということであって、ただ、問題を提起されたのは、議会のときにいきなり何だという指摘がありましたから、先般それでは説明不足だと。説明が足りないからそういう問題が出たんだということで、改めて協議会の中で説明をしたという経緯がありますが、私は、現況の中では、やはり少しの、少しというのか多いというのかわかりませんが、自分の体は自分で守るといふ一つの意識の向上の中でもご負担を願っていただいて、そしてこの健診制度が完全な形で持続できることを願いたいなと、そういう思いでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 興奮してすみません。町長が語る説明されましたが、それでもやはり納得できるような

説明ではないと思います。無料にしてきたけれども、健診の受診率は向上しない。これは、無料にしたからこそ高い水準でいっている。だから、これ以上受診率を向上させたかったら、もっと健診の内容を充実させるとか、そういう方向でぜひ検討していただきたいんです、例えば対象年齢を引き下げるとか。そうすれば、もっと受診率は上がっていくんじゃないかというふうに思います。

ちょっと有料化するというのは、これは逆行するものであって、有料化すれば受診率は下がるというのは、この間の協議会の説明で、課長が、去年よりもがん検診の受診率3%下がったというふうにおっしゃいました。その事実でも明らかだと思うんです。あのとき課長は、その3%はこれから町の医療機関で受ける人だろうなんていう、何か安易なことを言っていましたけれども、そんなことはないと思うんです。やはり私は、500円の負担を取ったために受診率が下がったと、こう見るのが正しいのであって、有料化すれば受診率は下がるというのは明らかだというふうに思います。

それから、2次検診の話も出ました。ただでやるから、2次検診で再検査の結果が出ても受けないんだというようなニュアンスのお話でありましたが、これは全く筋が違うと思います。確かに、せっかく町の健診を受けて、そこで精密検査の通知が来ても、受けない人がたくさんいると。これは大きな問題です。しかし、これを500円取れば受けるようになるかと言ったら、ならないはずですよ。ならないと思います。それはそれで別な手だてを講じるしか私はないと思います。この点は大変ですけれども、町の保健センターの方々に大いに汗をかいていただくほかないというふうに思うんです。

どの面から見ても、500円を取るというのは受診率の向上にもつながらない。かえって受診抑制を招いて、結果的には、将来的には医療費の増大ということにつながりかねないというふうに私は思います。こういう有料化はやめるべきだということを再度申し上げたいというふうに思うんですけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

それから、町長の答弁の中で、当初の予算にもこの有料化のものが、関連の予算が上がったというふうなお話がありましたが、全く関連の予算は上がっていないんです。何か変な論法で、何とか協会に直接払ってもらって云々かんぬんという相殺で、町の出すのが差額分だけみたいなので、町の予算には一切上がらない仕組みにしているんです。私はそういう会計のやり方はおかしいと思うんですけれども、そういうやり方がありますので、議会には何の話もなかったというのは紛れもない事実であるということを確認しておきたいというふうに思います。

それで、もう一つ最後に、私は以前、浅川町が誇っていた介護保険の在宅サービスの半額助成制度、これについて県から不当な干渉を受けて、これが結局廃止になったという苦い経験があります。今回のがん検診の有料化についてもそういう干渉、県のほうから言えば技術的助言、そういうものがあつたのかどうか確認しておきたいと思いますので、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） それでは、お答えいたします。

まず、受診率がこれまで高い水準であったのを維持するためということで、例えば対象者を引き下げるといってお話がありました。対象外につきましては一部補助があつたとしても、対象外の年齢等になりますと全て町負担になってしまいます。それから、3%下がったということで、それは料金取ったからということでの

おただしもございました。

ただ、今回の健診の効果を見ますと、料金を徴収したことで、医療機関で最近同じ検査を受けたからやらないとか、治療しているから受けなくていいなどの申し出もあり、重複しての検査を防ぐことができたということもございます。また、町民の方からは、町の健診と同じ検査を病院で受けたらもっとお金がかかり、自分の健康のためだから当然と言ってくれる方も多くおりました。

それから、精検を受けない方が多くありまして、500円取れば関係ないんでないかということでございましたが、事業の持続性を求めるというものは、これまで無料としていた期間の経過を見ますと、健診結果については重きを置かない、精密検査で悪いところを指摘されてもそのままにしてしまう、他の医療機関で同様の健診を行っていても無料だからと重複して受診する、精密検査を受診するように何度も保健師が指導しても医療機関に行かないという問題がございました。このまま推移すれば、精密検査を受診せずに放置することによって、病状の悪化、医療費の増大、国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療、介護保険の費用の増大につながるものだと思います。持続可能ということは、意識改革も含めて対応していかなければならないと考えているところでございます。

それから、当初予算では手数料のみの計上でございました。ですので、ちょっと説明についてはしてこなかった経過がございます。再度、大変申しわけありませんでした。

それから、県からの指導については特にございません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）相続登記がなされていないため、町が固定資産税を課税できない土地の状況はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 相続登記がなされていない土地がふえ、さまざまな問題が生じているとマスコミでも報じられております。町としても他人ごとではないと思いますが、これに関し、4点についてお尋ねします。

1点目です。浅川町でも、相続登記がなされず、亡くなった人の名義のままになっている土地は少なくないと思いますが、そのために町が課税できない土地というものはあるのかどうか、伺います。

2点目です。あるとすれば、宅地、田畑、その他の3つくらいに分けて、それぞれおよその件数と面積、課税できない税額が幾らくらいに上るのか、現状を説明していただきたいと思います。

3点目です。この問題に対する有効な対策としてはどのようなものがあるのか、伺います。

4点目です。以上の趣旨とは逆に、登記簿上は存在することになっているが、公道や河川になっているなど実物が確認できない土地があります。こういう登記は整理をし、抹消したいという声があります。例えば、町道になっている土地、名目だけの土地は、町に寄附をして登記を抹消することが可能かどうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目につきましては、住民の方が亡くなり、その方が固定資産の所有者であれば、相続人の方から固定資

産税納税代表者申告書を提出していただき、相続登記が完了するまでの間は、代表者の方へ課税及び納付に関する通知を送付しておりますので、課税していない土地はないと思っております。

2点目につきましては、1点目で申し上げましたとおり、課税していない土地はありません。

3点目につきましては、課税していない土地はありませんので、問題はないと思います。

4点目につきましては、利用形態が公道となっている場合、寄附を受けることは可能ですが、土地の登記名義人が生存している等内容を精査した上で判断をいたします。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。町にはないということで一安心しました。

ただ、ちょっと答弁を聞いていて疑問に思ったんですけれども、納税代表者届け出の書類を出してもらうんですか、相続人の代表の方から。この方が納税義務者になると、これは法的にも何の問題もなく、町はその方から固定資産税を徴収できると、こういうことになるんだというふうに思うんですけれども、例えば相続人がもうはっきりしないような土地も中にはあると思うんです。この間亡くなった方ならばわかるけれども、何代も前に亡くなって、名義がそのままになっているという土地だって浅川町の中にはあると思うんです。そして、子供さんの一人が例えば行方不明になってしまっているような場合は、もうこの代表の届け出も出してもらいようもないです。だって、誰が代表になるかというのは、皆と合意で決めるのと違うんですか。それとも、いや、俺が払ってやるよという人が一人でもいたらその方でいいということなんですか。その点の仕組みについて伺いたいと思います。

それから、宅地とか目の前の田畑とか、そういう財産的な価値があって、今そこで生活をしている方がいるんだっただらば、その方が恐らく届け出をして、税金も払うよということになりやすいと思うんですけれども、山林とか原野とか全く利用価値がないようなところ、これについては、なかなか届け出も出てこないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういう状況も、問題も、うちの町ではないと、こういうふうに理解してよろしいですか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 今質問がありました納税代表者届というのを必ず出してもらうようになっております。この相続登記になるまでその方のほうに出すんですが、なかなかやっぱり出てこない場合もあるんですけれども、1月1日が課税の基準日になっておりますので、それ以降、1月から課税になるまでの間に必ず届けは出してもらうようになっています。地方税法上も、相続人になられる方から亡くなられた方に課せられた税金は納付してもらおうというような表記にもなっておりますので、代表者のほうへ、さっき答弁にもありましたが、課税の通知なり納付書なりを送付させていただいております。今年度につきましては戻ってきたものはありませんので、全員相続人の方なりに届いているものと思っております。

それから、子供とかが今現在相続するべき人がわからない、町外にいらっちゃって、亡くなったということもなかなか把握できない場合があるんですが、納税通知等について、相続される方どなたかのところに届いているものと思っております。

それから、宅地とか畑とか、今浅川町で現在使っているなりしている人がいる場合には納税してもらうこと

はできるかもしれないが、山林とか原野とか、そういうものについてはどうなんだということなんですが、そういうものにつきましても、今話したとおり全部相続される方たちの代表者の方のほうへ送っておりますので、課税にはなっておりますし、納税も、入る入らないは別としまして、必ず通知はされておりますので、届いております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） わかりました。そういう丹念な対応を町ではしているということで、徴収に全力を挙げているということだというように思います。ありがとうございます。

課税通知書は届いている、でも、そういう問題のあるというか、納税代表者届けの方に送っているもので、実際に納税されている割合というのはどのぐらいになるんでしょうか。突然の質問なのでおおよそで結構ですが、心当たりがあったらばご説明願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） ちょっとそこまで調べてはいないんですが、100%納まっていないということではないので、パーセントまではあれですけども、納まっていますので、納まっていないほうが少ないかと思われまます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）来年度から始まる国保の広域化のもとでも国保税の軽減に努力すべきの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 国保の広域化による来年度の国保税の市町村算定が新聞でも発表されました。例えば11月1日付の福島民報紙によると、浅川町は1人当たりの保険料は16年度決算で13万8,000円だったものが、17年度試算では8万8,000円に、大体36%下がるとされております。このように大幅に安くなるのは、国の財政支援が大きな理由だと言われています。このことを踏まえて、簡潔に5点伺いたいと思います。

1点目です。この国の財政支援は今後も続くのか。県からはどのように説明されているのか、伺いたいと思います。

2点目です。この財政支援がなかった場合の試算はされているのでしょうか。されていれば、浅川町の国保税はどのようになるのか、伺いたいと思います。

3点目です。国保税が今のように払い切れないほど高くなった最大の理由は、国が国保への支出を減らしてきたからであります。であれば、来年度並みの財政支援を今後も継続するよう強く国に働きかけていく必要があると思いますが、考えを伺いたいと思います。

4点目です。国保税が大幅に安くなるという見込みのもとで、町の国保会計に今ある国保基金は今後どのようにする考えなのか、伺いたいと思います。

5点目です。仮に今後、国の財政支援が減ったりなくなったりして増税になる場合、町はこれまでやってきたように国保基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れを行って軽減に努める考えはあるのかどうか、伺いた

と思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 基本的な考えをお答えいたします。

1点目ですが、今後も継続するのではないかと、継続するものと理解しております。

2点目、県やワーキンググループでは、国からの財政支援を計算に入れて予算編成など財政運営の仕組みを検討しているところで、支援がない場合の試算は行っておりません。

3点目、国の財政支援については、国民健康保険連合会が中心になって要望活動を行っております。このため、町で働きかけを行う考えはありませんが、国保連合会に対しては福島県全域で国に強い要望、行動を行っております。

4点目では、県で立ち上げておりますワーキンググループで基金についてどうするか協議が始まったところで、その中の意見として、県への納付金に充てるという意見が出ているということでございます。

5点目、県の納付金が納められないような事態が発生する場合、基金を有効活用することになりますが、繰入金金の投入については、なお慎重に検討をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目であります。これほど国保税が安くなるような財政的支援が今後もずっと続いてくれば、これは本当に言うことなしで、一体何のために国は国保の広域化をするんだろうかなと、その原点まで疑問に思うようなことでありますけれども、実は、この国の財政支援というのは5年間というふうに言われています。それで、この5年間同じ金額が続くかどうか、これはわからない。恐らく今までの国のやり方からすれば、最初はちょっと多目に出してだんだん減らしていくと、こういうふうになって、広域化で安くなって初めは喜んだけれども、だんだん高くなって、最後はごちゃごちゃになってどうなるのかなというふうな危惧を私は今持っています。この国の財政支援が5年間だという説明はなかったんですか。これは事務方から聞いたほうがいいですか。お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、国の支援がない場合の試算はワーキンググループではしていないというお答えでありました、2点目です。でも、以前のこの一般質問での私の質問にこういう答弁があったんです。試算によっては、町の国保税が高くなる場合もあるし、安くなる場合もあるし、一概には言えないと。こういう答弁がなされたことがありました、6月議会だったか、9月議会だったかもしれません。であれば、高くなることもあるというのは、国の財政支援を入れていない試算だというふうに思うんですけれども、試算をしたんじゃないですか、実際は、高くなる場合というのはどういう場合だったのか、差しさわりがなければお答えをいただきたいというふうに思います。

3点目、引き続き財政支援をきちんとするということ、国保連合会が中心になって強い要望活動を展開していると、こういうことであります。ぜひ県も、それから県内の市町村一体となって、これを支えていていただきたいなというふうに思います。

4点目の、ワーキンググループで協議が始まって、町にある国保基金を県への納付金に充てるかどうか、今検討しているということでしたか。これは意味がよくわからないんですけれども。これは、来年度町が県に納

める納付金の中に今ある基金を入れて納めなさいよという方向でやるのかということであれば、国保の加入者の負担はもっと少なくなる、基金を繰り入れて減税したようなものですから。そういう方向でやろうかどうかということ協議しているということなんですか。その4点目を確認したいというふうに思います。

5点目はわかりました。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 1点目でございますが、国の財政支援については、5年ということについては承知してございませんでした。

2点目の、これまで試算によっては高くなる、安くなるということでしたが、全県的な保険料の額については掌握していないところから、もともと国税の水準、保険料が高い場合と全県的にも低い場合がございます。それをならして比べた場合には、高い場合には一定程度の低さにしか落ちない場合には、依然として県平均よりも高くなる可能性もございます。これについては、医療費水準にはさまざまな国保の内容を比較しながら検討しなければならないということもございましたので、浅川町ではそまでの試算ができていなかったということで、高くなるか安くなるか、現在のところわからないというお話をさせていただいたかと思っております。

それから、新聞紙上で出ました県移管後の国保料の額の比較でございますが、多少、この新聞の額については決算の額が入っていないということがございまして、3割ほど新聞紙上ですと安くなるということにはなっております。ただ、試算についてはあくまで県に納める納付金の金額でございます。これには国保の保険事業、それから事務費の一部、こういうものをプラスして、さらには収納率を掛けて計算することになりますので、この額が全てそのままということではございません。国の試算においては、1人当たり、国の財政支援を投入した場合には平均して1万ほど高くなるということでありまして、この新聞紙上の額についてはちょっと問題あるのかなというふうには考えてはおります。

それから、基金投入についてのおたがしでございましたが、基金投入については、各町村が納める納付金の額に充てて国税を安く抑えるということも可能でないかと。また、ワーキンググループの委員の方々も、そのような希望を出しているという現状でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）特別養護老人ホームの増設に対する管内5町村と石川福祉会の認識はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） これまで何度も一般質問でお尋ねをしましたが、見るほうに倒れる家族介護を余儀なくされている方々などから、特別養護老人ホームの早急な増設が強く求められております。このことに関し、簡潔に4点伺います。

1点目です。現在管内5町村それぞれの実待機者数は何人か、状況を伺います。

2点目です。特別養護老人ホームの事業がピークに達するのは何年ごろと見られているのか、見通しを伺います。

3点目です。管内5町村で特別養護老人ホームを増設しなければならないという共通認識ができていますのか



どうか、伺いたいと思います。

4点目です。石川福祉会の増設に対する姿勢は現在どうなのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目ですが、石川福祉会へ照会したのですが、11月現在、石川町112名、浅川町51名、平田村39名、玉川村43名、古殿町41名の計296名です。

2点目については、人口減少傾向にあります。高齢者人口は今後も伸び続け、介護の認定を受ける方もふえることが予想されています。事業のピークは38年後の平成67年ごろと言われています。

3点目ですが、石川管内の町村では、特別養護老人ホームの増設については共通認識はございません。

4点目、石川福祉会からは、増設等については何も聞いてはおりません。また、増設についての照会や相談も特にありません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、石川管内の5町村で特別養護老人ホームを早急に増設しなければならないという共通認識はございませんという答弁でありました。現在、1番目のところでお尋ねしたように、300人近い方々が待機者としてあくのを待っていると、こういう深刻な状況があります。

そして、2番目でお尋ねしたように、ピークは38年後だということで、これからどんどんこの待機者はふえ続けると、こういう見通しがありながら、管内5町村では早急に増設しなければならないと、こういう共通認識がないというのはどういうことなのか。私は、家族で介護をされている方々の厳しい状況を考えれば、これは急いで何とかしなければならないというふうに管内5町村で共通認識を持っていただくべきだと、いただきたいというふうに思うんです。

各町村これまでさまざまな大きな事業に取り組んでこられました、5町村。そろそろそれも一段落する時期なのかなというふうに思いますので、ぜひこの問題を正面から取り上げて、やはり5町村で何とかしようと、こういうふうになってもらいたい。具体的には、5町村で共通認識を持って、実施をする石川福祉会に強く働きかけていく、こういう手順に、これまでの例に従えばなるんだろうというふうに思うんですけれども、今の待機者の状況、それから今後の見通しを考えれば、これはぜひそのように取り組んでいただきたい。そうなるように管内の5町村のリーダーシップをとって、浅川の町長に頑張ってもらいたいというふうに思うんですが、再度お尋ねを、認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 38年後のピークは、本当にどういう統計上から出たのかなと私さえ思っているんです。

これは福祉会のほうから出てきたんだと思うんですが、38年というのは今30歳の人が68歳になってのことですから、10年先も危ぶまれるものは、これどういう計算をして平成68年とかという数字が出てきたのか、私もちよっとクエスチョンなんです。そういう向こうからの数字の提供ですからご報告申し上げました。

それから、福祉会と町村会のつながりですが、ご承知のように制度が平成29年4月1日から変わりました。

当然執行、福祉会の評議員、理事者は全て福祉会に委任であります。町村会はこれに対して何の発言権もありません。それで、これは正式な町村会議の中で議題としてやる、これから向かう特老施設の増設なり、あるいはどうするかという正式な議題ではありませんが、毎月のようにこの問題は深刻に受けとめて協議しています。先般つい最近4日の町村会議でも、これ私から、一体これからどうするんだという提言をして1時間以上お話し合いをしました。これは決して議事録つくったり、あるいは表向きの会議ではありませんから、腹を割った忌憚のない、お互い町村としての意見の交換をやりました。

ですが、今あなた責任として本気になってやれというご指摘がありますが、なかなか同じ認識ではなれません。それと、福祉会のほうが事業主体ですから、福祉会のほうでいわゆるどここの場所にどういうものをつくりたいと、福祉会として事業を進めたいと。そして、それに対する準備室をつくりたいと。ですから、やがて町村会でも、財政負担は当然町村会がかかわってくるわけですから、町村会抜きにして、幾らこの経営の実態の中に町が入っていないとしても、最終的な建設は町にかかわらなければ補助金も助成もありませんので、凶式としてはそうなります。と同時に、今全て各町村の施設を事業者としての福祉会に委任をしておりますが、今までの建設資金は依然として町村会が負担をして払っているわけですから、全く縁を切ったということにはならないです。

ですから、事業主体として福祉会がこの待機者の解消に向かって増設をして、今後進めていきたいというのがあれば、これは町村会も本気になって趣旨には相談に乗らなければなりません。ただ、福祉会としてどんな考えをしているかということ、さきにも申し上げましたように全くそういう話は返ってきませんから、そういうものがあって、各町村の財政事情等か、あるいは自分で抱えている特老の施設とかも直接経営に参加しなくてもあるものですから、なかなか、じゃみんなできなくてやったらいいだろうという共通認識にはならないというのがつい4日までの出来事なんです。

ところが、地域の住民の皆さんは、特老は福祉会で経営しているなんていう実態知らないんです。みんな、うちの町も最初は浅川町でやっていると思っていた。石川町のさくら荘は石川でやっている、たまかわ荘は玉川村でやっている、そういう全体の認識なんです。ですから、今度誰が亡くなって、誰が入るんだいのような話が出てくるんだと思うんです。しかし、実態は違うんです。全く町は関係ない、石川福祉会。

だから、これは誰かが窓口になって、福祉会との協議が必要だということになって、先般は町村会長に打ち合わせとか方向とか相談を少ししてくださいということで、その日のお話し合いは非公式ですが、一応そういうことになっているんです。だから、いずれ福祉会との話がこういうことだよと、こういう希望だよと、あるいはそういうものはないよというのが出てくるかもわかりません。そのときに私どもがどう対応するかなと、そういう今の現状でありまして、共通点を見つけるということは、現時点の中では難しいというのがきょうのお答えです。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 石川福祉会が自分のほうからもっと増設を進めたいというようなふうになるのは、なかなかないんじゃないかというふうに思うんです。どちらかと言えば、福祉会傘下の施設の経営をきちんとやりたい、そういうところがメインだというふうに思うんです。ですから、増設を求めていくというのは、やっぱり管内の5町村で強く要望する以外なかなか動かないというふうに思うんです。そういう中で今初めて聞いた

んですけれども、この5町村の中でもいろいろと意見が合わない、一致しないというお話がありました。大変残念な話であります、どういう状況なのか、差しさわりがなければお聞かせをいただきたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 内容はどういう状況かわかりませんが、財政とか村民の世論とかいろんなことが背景にあって、ああそうだねということにはならないということではないかなと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）町民の見事な作品が展示される文化祭の展示期間をもっと延ばせないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） ことしも総合文化祭に町民の見事な作品が多数展示されました。ふだんはうかがえない出品者の才能や感性に驚かされたり感心したりと、町民の貴重な一大交流の場になっております。私はことしも鑑賞させていただきましたが、その際、見に来た方や出品者の方からいろんな声をお聞きしました。そのうちの3点について、考えを伺いたいと思います。

1点目です。ことしは3日の金曜日と4日の土曜日が展示期間でしたが、見に来た方から、せっかくすばらしい作品が多数出品されているのだから、5日の日曜日も見られるようにすべきだったと惜しむ声が寄せられました。せっかくの一大交流の場ですから、展示期間の延長を検討すべきではないでしょうか、伺います。

2点目です。出品者から、高齢化のため展示作業が容易でなくなっている、公民館でもっと手伝ってもらえないかという声が寄せられました。ことしも1名の公民館職員が展示に力をかしてくれたそうですが、あれだけの多数の作品を短時間で展示するんですから、確かに1人では足りないように思いました。もっと多くの職員が手助けできないもののでしょうか、考えを伺います。

3点目です。よりよい総合文化祭にするために、各団体の代表などから意見や要望を丁寧に聞く姿勢が町には必要だと思いますが、そのような機会を設けているのかどうか、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 文化祭関係でございますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、文化祭の展示期間の決定は展示する団体の代表者で構成する実行委員会を立ち上げております。その会議の中で展示期間を決めておりますので、その旨を伝えておきたいと思っております。

2点目につきましては、今年度より開催前日に展示パネルの一部を職員で設置し、出展者から好評を得ました。基本的には展示する団体が展示作業を行うものと考えておりますが、できる範囲で職員が出てお手伝いすることとしたいと思っております。

3点目につきましては、実行委員会の会議の中で意見や要望等を聞いているとの報告を受けております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。

私にいろんな意見を寄せてくださった方はそういう状況がよくわかっていなかったのかなというふうに思います。ただ、会議の運営の仕方としては、例えば去年は2日間だったので、ことしは3日と4日の金、土の2日間にしたいと思いますみたいなことで先に言ってしまうと、なかなか各団体の代表のほうからは、いや、ことしは5日が日曜日なんだから3日間やってもらいたいというふうには言いづらいという状況もあると思うんです。ですから、そういう運営にも十分気を配って、代表者の皆さんあるいは出展者の皆さん、見に来る人たちがよかったなと思うような文化祭になるように努力をしていただきたいなというふうに思います。ほかの点はわかりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）子育て支援の強化として学校給食費の完全無料化を検討すべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） これも何度か取り上げてきた問題ですので、簡潔に3点伺います。

1点目です。昨年度から町では学校給食費の50%を補助しており、保護者からは歓迎の声が寄せられていると聞いておりますが、町の子育て支援策をさらに強化するため、学校給食の完全無料化を検討すべきではないでしょうか、認識を伺います。

2点目です。仮に来年度から実施するとなると町の新たな持ち出しは幾らほどになるのか、増額分をお示しいただきたいと思います。

3点目です。政府は2020年から3歳から5歳までの幼児教育の無償化を検討していると報道されております。これが実現すれば、常識的には町が負担している3歳から5歳の子供の保育料、授業料、これらの軽減分が浮くことになると思われますが、その額は幾らになるのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1点目についてお答えをいたします。町は平成28年度より給食費の半額助成を実施しております。また、完全無料化というおただしであります。もう少し情勢を見ながら判断をしてみたいなというように思っています。いろいろ検討、あるいは情勢の変化等を見きわめないと、いきなりぼんと無料化というわけにはいかないなという思いで、少し検討の期間が必要だなというふうに思っています。

2点目、3点目については、教育長からお答えをいたしたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

2点目につきましては、1,750万円程度となります。

3点目につきましては、町は平成29年度より幼稚園の授業料無償化に取り組んでおりますが、仮にこども園幼稚園、3歳から5歳まで3学年分の授業料を徴収した場合、630万円程度となります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目、町長は、28年度から半額で、それをやったばかりなので、今国の情勢もいろいろ目まぐるしいので、もう少し状況を見ながら検討していきたいと、こういうことでありました。基本的にはこれに前向きな感じがうかがえましたので、この点は了とします。

2点目の費用も1,750万円程度だということで、これは町の一般会計の黒字の額からすれば、できない話ではないなという感じを持ちました。これも結構です。

3点目です。私がお聞きをしたのは、この無料化が、3歳から5歳までの教育費の無償化が実現すると、保護者の皆さんは払わなくていいということになるわけですが、町がこれによって負担しなくていい部分というのは出てきます。つまり、上に兄弟がいる場合は半額軽減しますとか、こういう仕組みを町はとっているわけでありまして、町が免れる負担は幾らぐらいになるのかというのが質問の趣旨だったんですけども、私の通告が悪かったんでしょうか、そういうお答えでありませんでした。もしその部分がわかれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 質問通告ですが、私のほうで捉え方が違かったので、今のような答弁で、計算は、すみません、しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3番は枝葉の部分ですので結構です。1番と2番は町長の答弁のとおり了解いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時59分